



福岡県医発第 3291 号

平成 27 年 3 月 7 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について

標記の件につきまして、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

介護支援専門員資質向上事業につきましては、平成 26 年 7 月 25 日付け福岡県医発第 1188 号（地）「介護支援専門員資質向上事業の実施について」において、当該実施要綱の改正により、介護支援専門員における「実務研修」と「実務従事者基礎研修」が統合される旨や、主任介護支援専門員に更新制を導入するとともに更新研修が創設される予定である旨等のご連絡を申し上げたところです。

今般、厚生労働省より新たな主任介護支援専門員更新研修カリキュラムが示されたことに伴い、当該実施要綱が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。

また、現在、介護支援専門員実務研修受講試験の受講要件では、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、相談援助業務従事者、介護業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者が受験できるとされているところですが、今後、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図る観点から、受験要件については、法定資格保有者に限定することを基本（相談援助業務従事者は引き続き受験要件を有するものの範囲とする。）とされるとともに、法定資格保有者に対する試験の解答免除が廃止されることとなり、本年 2 月 12 日から適用されることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(介 154)

平成 27 年 2 月 25 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

介護支援専門員資質向上事業につきましては、平成 26 年 7 月 15 日付(介 31)「介護支援専門員資質向上事業の実施について」にて、当該実施要綱の改正により、介護支援専門員における「実務研修」と「実務従事者基礎研修」が統合される旨や、主任介護支援専門員に更新制を導入するとともに更新研修創設される予定である旨等のご連絡を申し上げたところでございます。

今般、厚生労働省より新たな主任介護支援専門員更新研修カリキュラムが示されたことに伴い、当該実施要綱が一部改正され、平成 28 年 4 月 1 日より適用されることとなりました。

また、現在、介護支援専門員実務研修受講試験の受講要件では、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、相談援助業務従事者、介護業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者が受験できるとされているところですが、今後、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図る観点から、受験要件については、法定資格保有者に限定することを基本（相談援助業務従事者は引き続き受験要件を有するものの範囲とする。）とされるとともに、法定資格保有者に対する試験の解答免除が廃止されることとなり、本年 2 月 12 日から適用されることとなりましたので併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について
(平 27. 2. 12 老発 0212 第 1 号 厚生労働省老健局長 通知)
- ・「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について
(平 27. 2. 12 老発 0212 第 2 号 厚生労働省老健局長 通知)



老 発 〇 二 一 二 第 一 号
平成 二 七 年 二 月 一 二 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正について

介護支援専門員の実務研修等の研修実施については、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成 二 六 年 七 月 四 日 付 け 老 発 〇 七 〇 四 第 二 号 厚 生 労 働 省 老 健 局 長 通 知）において、介護支援専門員及び主任介護支援専門員に係る各研修の実施方法等の見直しを行ったところである。

主任介護支援専門員については、地域包括ケアの推進など、求められる役割がこれまで以上に大きくなることが見込まれ、実践を通じた能力向上を担保する必要がある。そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図ることが重要であることから、介護保険法施行規則（平成 一 一 年 厚 生 省 令 第 三 六 号）及び介護保険法施行令第 三 七 条 の 一 五 第 二 項 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 基 準（平成 一 八 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 二 六 五 号）の一部改正を行い、主任介護支援専門員更新研修を導入したところであり、主な改正内容は下記のとおりである。

これを踏まえ、今般、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」の一部を別紙のとおり改め、平成 二 八 年 四 月 一 日 より適用することとしたので、その取り扱いに遺漏なきようお願いする。

記

- 1 主任介護支援専門員更新研修を 5 年を超えない期間ごとに受ける。
- 2 主任介護支援専門員更新研修を修了したものは、介護支援専門員更新研修を修了したものとする。

(別紙)

介護支援専門員資質向上事業実施要綱

1 目的

要介護者等ができる限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい自立した日常生活を送るためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援といった多様なサービスが一体的に提供されるとともに、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員について、その養成段階で行われる介護支援専門員実務研修や現任者を対象とした研修等を体系的に実施することにより、介護保険制度の基本理念である利用者本位、自立支援、公正中立等の理念を徹底し、専門職としての専門性の向上を図ることにより、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントの実現に資することを目的とする。

また、主任介護支援専門員については、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（以下「都道府県等」という。）とする。

3 事業内容

本事業の事業内容は以下のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員実務研修（別添 1）
- (2) 介護支援専門員専門研修（別添 2）
- (3) 介護支援専門員再研修（別添 3）
- (4) 介護支援専門員更新研修（別添 4）
- (5) 主任介護支援専門員研修（別添 5）
- (6) 主任介護支援専門員更新研修（別添 6）

4 事業実施上の留意点

- (1) 各研修の実施に当たっては、施行規則及び施行規則に基づく告示のほか、別添の研修実施要綱により行うものとする。
- (2) 一の研修日程の分割については、各都道府県の実情に即して適宜分割して行うものとする。

特に、現任の介護支援専門員を対象としている研修については、研修開催日程、研修開催期間、研修定員等の規模等の設定に当たっては、選択的な受講が可能となるよう各講義を個別に開講したり、開講日（曜日）、時間等についても工夫をする等、各都道府県の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜配慮をすること。

また、やむを得ない事情により研修の一部を受講できない者に対しては、適切な方法による代替措置をとることができるものとする。

- (3) 受講者の負担や各都道府県の実情に応じて、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができるものとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。
- (4) 各研修事業の実施主体である都道府県等は、介護支援専門員が行う業務を常に念頭におき、介護支援専門員がその業務を行う上で効果的な研修となるよう、その内容や実施方法等について留意しなければならない。
- (5) 各研修事業の実施主体である都道府県等は、各研修の実施に当たっては、他の研修の研修内容とも相互に連携を図り、受講者の業務の習熟度に応じて必要な知識を修得するために体系的な研修内容となるよう配慮しなければならない。
- (6) 本事業で行う研修のうち、次のア、イの各々の研修については、研修科目が同一であることから、研修開催日程、研修場所、研修定員等の規模等の設定に当たっては、適切な研修が行われるよう配慮することを前提に、同一の日程等で行うことは差し支えない。

ア 別添 1「介護支援専門員実務研修実施要綱」に基づく介護支援専門員実務研修（一部科目）、別添 3「介護支援専門員再研修実施要綱」に基づく介護支援専門員再研修及び別添 4「介護支援専門員更新研修実施要綱」の 3 の（2）に基づく実務未経験者に対する介護支援専門員更新研修

イ 別添 2「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく介護支援専門員専門研修及び別添 4「介護支援専門員更新研修実施要綱」の 3 の（3）に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修

- (7) 都道府県知事又は指定研修実施機関の長は、研修修了者に対し、修了証明書を交付するとともに、研修修了者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年

月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

なお、３の（５）及び（６）の研修修了者に交付する修了証明書（以下「主任介護支援専門員研修修了証明書」という。）については、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間を設けることとし、その期間は５年とする。

５ 研修の費用

本事業は、地域医療介護総合確保基金を充てて実施する事業のうち、介護従事者の確保に関する事業として実施することが可能である。

ただし、本研修に使用する教材等に係る実費相当分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者が負担するものとする。

６ 研修実施機関の指定に係る留意事項

（１）研修実施機関の指定に係る要件

都道府県知事は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）及び施行規則で定める要件の他、以下についても適切に行われるよう指導すること。

- ・ 講師、会場等の研修体制及び事務処理体制の確保
- ・ 会計帳簿、決算書類等の整備及び適正な経理処理
- ・ 研修修了者名簿等の継続的な管理

なお、研修実施機関の指定を行うに当たっては、研修の円滑な実施の観点から、保健、医療、福祉の主要な関係団体の意向を十分踏まえた上で調整を行うこと。

（２）研修実施機関に係る要件

研修実施機関は、法及び施行規則に定める要件の他、以下についても適切に行うこと。

- ① 研修事業を継続的に毎年一回以上実施すること。
- ② 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした規程を定めること。
 - ・ 開講目的
 - ・ 研修事業の名称
 - ・ 実施場所
 - ・ 研修期間
 - ・ 研修科目

- ・ 講師氏名
 - ・ 研修修了の認定方法
 - ・ 受講資格
 - ・ 受講手続き
 - ・ 受講料等
- ③ 研修の出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。
- ④ 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。
- ⑤ 演習等において知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、研修受講者が十分に留意するよう指導すること。

(別添 1)

介護支援専門員実務研修実施要綱

1 目的

介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 対象者

法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者とする。

3 実施方法及び研修課程

(1) 基本的な考え方

介護支援専門員は、法第 7 条第 5 項において、「要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第 69 条の 7 第 1 項の介護支援専門員証の交付を受けたもの」とされ、その養成課程である介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）は、施行規則第 113 条の 4 第 1 項において、「介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的とし」、同条第 2 項において、「居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容」とすると定められているところである。

したがって、実務研修の内容は、利用者の自立支援を図るために、アセスメントの重要性を認識し、居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、サービスの利用、モニタリングの実施等のいわゆる「ケアマネジメント」の過程に沿った各段階で必要な視点や手法を修得するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働の手法を修得できるものでなければならない。

(2) 研修内容

実務研修で行うべき科目については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 218 号）第 1 号に規定されているところであるが、科目、目的、内容及び時間数については以下のとおりであり、合計 87 時間以上とする。

科 目	目 的	内 容	
【 前 期 】			
○介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	介護保険制度の理念等を理解するとともに、地域包括ケアシステム	・介護保険制度の基本理念を理解し、介護保険制度における利用者の尊厳の保持、自立支援に資するケアマネジメントの役割、ケアマネジメントを担	講義 3 時間

	の構築に向けた取組の現状を理解する。 また、介護保険制度における利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの役割を理解し、地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割を認識する。	う介護支援専門員に求められる機能や役割に関する講義を行う。 ・介護保険制度の現状と地域包括ケアシステムが求められる背景とその考え方、構築に向けた取組状況に関する講義を行う。 ・介護サービスの利用手続き（要介護認定等に関する基本的な視点と概要）、居宅サービス計画等の作成、保険給付及び給付管理等の仕組みといった一連の関係性についての講義を行う。	
○自立支援のためのケアマネジメントの基本	利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの視点を理解する。 また、利用者が住み慣れた地域で主体的な生活を送ることができるよう支援することの重要性を理解するとともに、在宅生活を支援する上で、家族に対する支援の重要性を理解する。	・ケアマネジメントの成り立ちや機能について理解するとともに、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、介護支援専門員としての責務及び業務を理解し、ケアマネジメントの中心的な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・利用者が住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、自立支援のためのケアマネジメントを実践する上で必要な視点を理解する。 ・インフォーマルサービスも活用したケアマネジメントを理解する。 ・利用者を支援する上で、家族を取り巻く環境に留意し、家族に対する支援の重要性や目的を理解する。 ・介護予防支援や、介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントにおいても、基本的な考え方やプロセスは同様であることから、これらも含めた形での講義を行う。	講義及び演習6時間
○相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助技術の基礎	ケアマネジメントにおける相談援助の専門性を理解し、直接援助職から相談援助職への視座の転換を行う。 また、利用者のニーズを把握する上で、利用者を多面的に捉える視点の必要性を理解し、利用者の自立支援に向けた相談援助技術を修得する。	・直接援助を行う職種と相談援助を行う職種の各々の役割や視点の違いを認識することにより、相談援助の職種における専門性を理解する為の講義を行う。 ・相談援助を行う上での留意点として、感情移入することなく自己を客観視することの重要性とそのための方法等に関する講義を行う。 ・利用者のニーズを把握する上で、利用者を多面的に捉える視点(身体的・心理的状況、生活環境、社会参加状況等)について理解する。 ・相談援助に係る基本的な技法を理解する。	講義及び演習4時間
○人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	人権と尊厳を支える専門職に求められる姿勢を認識する。	・介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。	講義2時間

	また、介護支援専門員としての職業倫理を理解するとともに、日常業務で直面する倫理的課題等を認識する。	・人権の概念、利用者の尊厳の保持、介護支援専門員の倫理綱領、倫理原則、成年後見制度等に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合うことの重要性を理解するための講義を行う。	
○利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	利用者及びその家族に対する適切な説明と合意形成の手法を修得する。 また、サービス担当者会議、地域ケア会議等様々な場面においても説明と合意が得られる技術を修得する。	・利用者及びその家族、利用者を支援するサービスの担当者等の多職種に対する説明の意義・目的を理解するための講義を行う。 ・サービス担当者会議や地域ケア会議等における場面ごとに求められる説明の意味・目的を理解するとともに説明の技法（話の構成、姿勢、スピード、言葉の選択等）を修得する。 ・説明から利用者の合意に向かうまでのプロセスの重要性とポイントを理解するとともに、多職種協働における説明責任を理解する。	講義及び演習 2 時間
○ケアマネジメントのプロセス	ケアマネジメントプロセスの全体像を理解する。	・ケアマネジメントプロセスの構成と流れを理解するとともに、各プロセスにおける意義・目的に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントプロセスにおける各プロセスの相互の関係についての講義を行う。	講義 2 時間
○ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術 ・受付及び相談並びに契約	受付及び初期面接相談（インテーク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。	・受付及び初期面接相談（インテーク）の場面における相談援助の視点と技術を修得するとともに、利用者及びその家族との信頼関係の構築の重要性について講義を行う。 ・契約は重要事項の説明を経た法律行為であることから、利用者が主体となる契約の意義とそれを保障するための仕組み（苦情申し立て、権利擁護等）についての講義を行う。 ・契約に関する制度上の位置付けや留意事項に関する講義を行う。	講義及び演習 1 時間
・アセスメント及びニーズの把握の方法	利用者及びその家族並びに多職種からの情報収集とその分析を通じて、介護支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。 また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。	・アセスメントからニーズを導き出すまでの思考過程の全体像に関する講義を行う。 ・アセスメントにおける情報収集の項目の内容、目的、主治医意見書の記載内容を理解するとともに、情報収集の方法・技術を修得する。 ・収集した情報を的確に分析することにより、課題の明確化、改善及び悪化の可能性などを導き出せることを理解する。 ・利用者の生活全体を捉える視点の重要性を理解するとともに、利用者の生活の現況から生活機能（WHO 国際生活機能分類による）と背景を把握し、理解する視点を修得する。 ・課題整理総括表等を用いて ADL や IADL 等の	講義及び演習 6 時間

		状況から利用者が抱える課題を明確化し、状態の維持改善及び悪化の可能性の判断と予測を立て、適切なニーズを導くための技術を修得する。	
・ 居宅サービス計画等の作成	ニーズを踏まえた目標の設定と目標を実現するための居宅サービス計画等の作成技術を修得する。 また、居宅サービス計画等と訪問介護計画等の個別のサービス計画との連動の重要性を理解する。	・ 利用者及び家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針を記載するに当たっての留意点に関する講義を行う。 ・ アセスメントから導いたニーズを解決するための視点と達成するための目標の関係についての講義を行う。 ・ インフォーマルサービスも含めた社会資源の種類及び内容を理解するとともに、インフォーマルサービスの活用も含めた居宅サービス計画等を作成する方法を理解する。 ・ 保健医療サービス利用時の主治医等からの意見収集、リハビリテーション専門職からの意見収集など、多職種との連携に当たっての留意点に関する講義を行う。 ・ 訪問介護計画等の個別サービスの計画は、居宅サービス計画に記載したニーズや目標に基づいて作成され、利用者を支援するサービス提供につながっていくものであることから、居宅サービス計画との連動の重要性を理解するとともに、個別サービスの計画につながる目標の立て方等を修得する。	講義及び演習 4 時間
・ サービス担当者会議の意義及び進め方	多職種とのアセスメント結果の共有や、居宅サービス計画等の原案に対する専門的見地からの意見収集の意義を理解し、会議の開催に係る具体的な方法を修得する。	・ 会議を開催するに当たり、事前の準備や開催当日の準備など、必要な業務を理解するとともに、会議の進行の手法等に関する講義を行う。 ・ サービス担当者会議は、利用者及び家族並びにサービス担当者も含めて、利用者を支援していくための方向性を定める場であることから、介護支援専門員によるアセスメントの結果を共有することの重要性を理解する。 ・ 会議での意識の共有に当たり、居宅サービス計画と訪問介護計画等の個別サービス計画との内容の整合性を確認することの重要性を理解する。 ・ 複数のサービスを利用する場合には、各サービスの個別サービス計画ごとの内容を確認することの重要性を理解する。 ・ 新規ケース、更新ケース、要介護状態等の区分変更ケースごとのサービス担当者会議における検討の留意点についての講義を行う。	講義及び演習 4 時間
・ モニタリング及び評価	ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や、	・ 利用者及びその家族、サービス担当者等との継続的な連絡や、居宅を訪問し利用者と面接することの意味を理解するための講義を行う。	講義及び演習 4 時間

	多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。	・モニタリングにおける視点や手法、状況の変化への対応を理解する。 ・評価表等を活用し目標に対する各サービスの達成度（効果）の検証の必要性和評価手法を修得する。 ・居宅サービス計画の再作成を行う方法と技術についての講義を行う。 ・モニタリングにおける多職種との役割分担と連携の重要性を理解する。 ・モニタリング結果の記録作成の意味と、記録に当たっての留意点を理解するための講義を行う。	
○介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	多職種に対する理解 ・尊重に基づいてチームを構成し、円滑に機能させるための基本的な技術を修得する。	・利用者及びその家族の支援に際し、チームアプローチの意義を理解するとともに、介護支援専門員には、ケアのマネジメントだけでなく、チームのマネジメントも求められることを認識するための講義を行う。 ・チームアプローチに際し、チームを構成する各職種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける介護支援専門員の役割を理解し、チーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を修得する。	講義及び演習 2 時間
○地域包括ケアシステム及び社会資源	地域包括ケアの理念を踏まえ、地域包括ケアを推進していくに当たり介護支援専門員に求められる役割を理解する。 また、利用者を支援する上で知っておくべき各種制度や地域の社会資源の重要性を理解する。	・地域包括ケアシステムの構築が求められる背景及び地域包括ケアシステムが目指す姿についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムを構築していく中で介護支援専門員に求められる役割（自立支援に資するケアマネジメント、インフォーマルサービスを含めた社会資源の活用、多職種や地域包括支援センター等との連携、不足している地域資源の提案等）に関する講義を行う。 ・地域包括ケアを実現していくためのケアマネジメントを行う上で、必要な保健・医療・福祉サービスに関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に関して、地域の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整備状況等を把握する事が大切であることから介護保険事業計画、地域ケア会議の重要性や内容に関する講義を行う。 ・生活保護制度、障害施策、老人福祉施策、地域ケア会議などの概要について理解するとともに、関連する機関やボランティア等との連携・協力・ネットワークの構築についての講義を行う。	講義 3 時間
○ケアマネジメントに必要な医療との連携	医療との連携や多職種協働の意義を踏まえ、	・医療との連携に当たって早い段階から連携の重要性を理解し、利用者の医療に係る情報や状態の改	講義 3 時間

携及び多職種協働の意義	具体的な連携の場面で必要となる基本的な知識や連携の手法を修得する。	善可能性に係る意見等を把握しておく必要があることから、医療機関や医療職からの情報収集の方法等についての講義を行う。 ・医療との連携に当たっての留意点を理解するとともに、介護支援専門員から医療機関や医療職への情報提供の方法及び内容（生活状況、サービスの利用状況等）に関する講義を行う。 ・地域における、在宅医療・介護の連携を推進する役割を担っている機関の概要に関する講義を行う。 ・多職種協働の意義を理解するとともに、多職種間で情報を共有することの重要性を理解し、情報共有に当たり個人情報を取り扱う上での利用者やその家族の同意の必要性についての講義を行う。	
○ケアマネジメントに係る法令等の理解	法令を遵守し、介護支援専門員の業務を適切に遂行できるよう、介護保険制度に係る法令等を正しく理解する。	・介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法施行規則、厚生労働省告示、居宅サービス等の運営基準、居宅介護支援等の運営基準に関しその位置付けや業務との関連を俯瞰する講義を行う。（特に、介護支援専門員及びケアマネジメントに関する部分の規定について、業務と関連づけて理解する。） ・事業所の指定取消や介護支援専門員の登録消除などの不適切事例を参考に、ケアマネジメントを実践する上での法令遵守（コンプライアンス）の重要性を認識するための講義を行う。 ・介護報酬に係る関係告示や通知等の概要についての講義を行う。	講義 2 時間
○実習オリエンテーション	研修における実習の位置付けと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結びつける。	・実習は、ケアマネジメントの実践現場を通して様々なことを学ぶことができる機会であるとともに、これまでの講義や演習を通じて身につけた知識・技術を試行する機会でもあり、効果的な実習となるよう、実習の目的についての講義を行う。 ・実習の流れや実習時の心構えなどに関する講義を行う。（実習を通じて、地域ごとの社会資源等の状況や現場での倫理的課題などについても意識を向けるよう認識する。）	講義 1 時間
○ケアマネジメントの基礎技術に関する実習	実習現場でのケアマネジメントプロセスの経験を通じて、実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。	・実習に当たっては、利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセスの実習を行う。	
【 後 期 】			
○実習振り返り	実習を通して得られた気づきや課題を客観	・実習で行ったアセスメントや居宅サービス計画の作成など、一連のケアマネジメントプロセスの実	講義及び演習 3 時間

	的に振り返り、発表することを通じて今後の学習課題を認識する。	実践事例を発表することにより、実習を通じて感じた気づきや不足している知識・技術といった課題、現場で生じる倫理的な課題を共有する。 ・受講者間で共有した課題や実習に関する講師からの総評を踏まえて、今後、専門職として身につけていくべき知識・技術についての学習課題を認識する講義を行う。	
○ケアマネジメントの展開 ・基礎理解	ケアマネジメントは高齢者の生理、心理、生活環境などの構造的な理解に基づいて行われる必要があることを理解する。	・ケアマネジメントを実践する上で必要な高齢者の生理、高齢者やその家族の心理、住環境や同居者の有無などそれぞれの要素と要素の関係性の重要性に関する講義を行う。 ・それらの関係性を踏まえたアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等への具体的な展開方法など、支援に当たってのポイントを理解する。 ・高齢者本人が望む生活の実現のための意思決定の支援方法について修得する。 ・高齢者の代表的な疾患や症候群別のケアマネジメントを学ぶことの有効性について理解する。	講義及び演習3時間
・脳血管疾患に関する事例	脳血管疾患の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	・脳血管疾患の分類、症状、後遺症、生活障害の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関係性についての講義を行う。 ・脳血管疾患における療養上の留意点や起こりやすい課題についての講義を行う。 ・脳血管疾患の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等、それらを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・脳血管疾患の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点、モニタリングでの視点を理解する。	講義及び演習5時間
・認知症に関する事例	認知症の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	・認知症の器質的障害種類別の原因、症状、改善可能性、症状の進行並びに薬物療法の有効性、留意点及び副作用について理解する。 ・認知症における療養上の留意点、倫理的な対応及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・認知症ケアにおける医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・認知症の事例におけるアセスメントや課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及び	講義及び演習5時間

		モニタリングでの視点について理解する。 ・独居で認知症の要介護者等に対するアプローチの視点や方法を理解する。 ・認知症の要介護者と同居している家族に対する支援や地域への配慮と協働の視点を持ったケアマネジメントの具体的な方法を修得する。 ・認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）に対するアプローチの視点及びケアの手法を理解する。	
・筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	筋骨格系疾患及び廃用症候群の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	・筋骨格系疾患の種類、原因、症状、生活をする上での障害及び予防・改善方法や、廃用症候群の原因、生活をする上での障害及び予防・改善方法に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群における療養上の留意点や起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用方法等についての講義を行う。 ・リハビリテーション、福祉用具などを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。	講義及び演習5時間
・内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	内臓の機能不全に係る各疾患・症候群（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	・内臓の機能不全に係る各疾患・症候群（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の原因や症状、症状の進行、生活障害の程度と身体機能の関係についての講義を行う。 ・疾患相互の影響、高齢者の生理（生活上の留意点）との関係、療養上の留意点及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・内臓の機能不全に係る疾患・症候群を有する方に対するアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点を理解する。 ・各疾患・症候群における生活習慣を改善する為のアプローチの方法（本人の動機付け、家族の理解の促進等）を修得する。	講義及び演習5時間
・看取りに関する事	看取りにおける留意	・看取りのケースについて支援を行う際における介	講義及び演

例	点や起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	護支援専門員の役割や適切な姿勢についての講義を行う。 ・看取りに関連する各種サービス等の活用方法や、医療職をはじめとする多職種との連携・協働を効果的に行うためのポイントを理解する。 ・看取りに向けた利用者及びその家族との段階的な関わりの変化（生活動作の負担や痛みの軽減、主治医との連携や多職種協働、急変時の基本的な対応等）を認識する。 ・看取りのケースにおいて、在宅生活の支援を行う際の起こりやすい課題を理解し、アセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。	習5時間
○アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	研修全体での学びを踏まえ、アセスメントから居宅サービス計画等の作成からモニタリングまでを一貫して行い、ケアマネジメントプロセスについて更なる理解を深める。	・これまでの研修の中で修得した知識・技術を確認するため、事例に即したアセスメント、ニーズの把握、居宅サービス計画等の作成及びモニタリングを一貫して行うことにより、ケアマネジメントプロセスの理解を深めるとともに、理解が不足しているものがないか自己評価を行う。 ・作成した居宅サービス計画等を原案として、サービス担当者会議の演習を行う。	講義及び演習5時間
○研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体を通じた振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽の意欲を高める。 また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	・研修全体の振り返りを行うに当たって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講義を行う。 ・現場で生じる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。	講義及び演習2時間

4 研修実施上の留意点

(1) 研修実施方法

ア 研修の全体構成

ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術における「アセスメント及びニーズの把握の方法」、「モニタリング及び評価」、ケアマネジメントの展開における「脳血管疾患に関する事例」、「認知症に関する事例」、「筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」、「内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例」、「看取りに関する事例」及び「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」について、アセスメントからニーズを把握する過程及びモニタリングでの評価に関する知識・技術についての講義・演習を行うに当たっては、別途通知する「課題整理総括表」及び「評価表」等を活用し行うものとする。

なお、演習を行うに当たっては、受講者が積極的に演習に参加するよう小規模な班編制により実施することとし、班編制に当たっては保健、医療、福祉の各職種の均衡に配慮すること。

イ 実習における留意点

実習先としては、特定事業所加算を取得している事業所のような指導体制が整っている事業所で行うことが適切であり、主任介護支援専門員が配置されている事業所に協力してもらうことが適当である。

実習に当たっては、一つの事例だけではなく、複数の事例についてケアマネジメントプロセスを経験することが効果的であり、アセスメントからモニタリングまでの一連のケアマネジメントプロセス（同行等による利用者の居宅訪問、サービス担当者会議開催のための準備や当該会議への同席も含む）を経験することが適当である。なお、実習期間中にサービス担当者会議が開催される機会がなく、会議に同席できなかった場合には、実習先の指導者によって、サービス担当者会議の準備や会議当日の議事進行の方法等を説明することにより理解を促すこと。

実習においては、事前に実習に係る対象者等の同意を得るとともに、特に対象者の安全の確保や知り得た秘密の厳守について万全を期すよう受講者に周知徹底すること。

(2) 講師

講師については、原則アからキまでのとおりとする。

なお、相当の知見を有する者とは、

- ① 施行規則第113条の2第1項第1号に規定する資格を有する実務経験が長い主任介護支援専門員
- ② 地域包括支援センターにおいて介護支援専門員に対し相談・支援に従事している者
- ③ 大学教員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者
- ④ その他上記に準ずる者

とする。

ア 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」及び「ケアマネジメントに係る法令等の理解」の講師については、原則として、介護保険制度について相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。

イ 「自立支援のためのケアマネジメントの基本」、「相談援助の専門職として基本姿勢及び相談援助技術の基礎」、「ケアマネジメントのプロセス」、ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術における「受付及び相談並びに契約」、「アセスメント及びニーズの把握の方法」、「居宅サービス計画等の作成」、「サービス担当者会議の意義及び進め方」及び「モニタリング及び評価」並びにケアマネジメントの展開における「基礎理解」及び「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」の講師については、ケアマネジメントについて相当の知見を有する者を充てること。

ウ 「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」、「利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意」及び「実習振り返り」の講師については、原則として、相当の実務経験のある現任の介護支援専門員を充てること。

エ 「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」の講師については、介護支援専門員に関するチームマネジメントについて相当の知見を有する者を充てること。

オ 「地域包括ケアシステム及び社会資源」の講師については、地域包括ケアシステ

ムについて相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。

カ 「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」の講師については、在宅介護に知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。

キ ケアマネジメントの展開における「脳血管疾患に関する事例」、「認知症に関する事例」、「筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」、「内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例」及び「看取りに関する事例」の講師については、医師又は医療関係職種の基礎資格を有する介護支援専門員又は各事例に関し相当の知見を有する者を充てること。

(3) 修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施すること。

(4) その他留意点

ア 介護支援専門員実務研修修了者とは、実務研修の全科目を受講した受講者とする。

なお、受講者がやむを得ない事情により、実務研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する実務研修の際に当該未受講の科目を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者から試験受験地の都道府県に申し出るにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

イ 実務研修の研修受講地については、当該試験受験地の都道府県であるが、当該試験合格後の勤務地等の異動に伴い、必ずしも試験受験地と研修受講地を同一とする考え方では合理的でない場合が想定される。このような場合には、当該受講者から試験受験地の都道府県宛て「研修受講地変更願」を提出させ、やむを得ないと認められるときは、希望する研修受講地の都道府県と連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

(別添 2)

介護支援専門員専門研修実施要綱

1 目的

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

2 対象者

ア 専門研修課程Ⅰ

専門研修課程Ⅰの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。

なお、介護支援専門員として、効果的にその専門性を高めるためには早期に受講することが適当であり、就業後3年以内に受講することが望ましい。

イ 専門研修課程Ⅱ

専門研修課程Ⅱの研修対象者は、原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者とする。

3 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

個々の介護支援専門員の経験・知識等を考慮し、介護支援専門員専門研修の研修課程を専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱに区分し、それぞれ介護支援専門員の習熟度に応じて実施すること。

また、介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、実際のサービスや施策の状況、介護支援専門員の状況を踏まえた研修内容とすること。

なお、本研修は、介護支援専門員実務研修から連続する一連の研修体系の中に位置付けられるものであり、それぞれ対象となる現任の介護支援専門員の全員が受講することが望ましい。また、専門研修課程Ⅱは、1回の受講で修了するものではなく、一定の期間ごとに、技術の再確認及び向上のために繰り返し受講することが望ましい。

(2) 研修内容

ア 専門研修課程Ⅰ

専門研修課程Ⅰについて、科目、目的、内容及び時間数については以下のとおりであり、合計56時間以上とする。

科 目	目 的	内 容	時間数
○ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメ	・各自の実践を省みる事により、ケアマネジメントプロセスにおける各項目の持つ意味と重要性に関して再確認し課題等を	講義及び演習12時間

	ントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解する。	認識するための講義を行う。 ・専門職としての知識・技術を高めていく上での克服すべき課題等を認識する講義を行う。 ・振り返りに当たっては、担当事例を活用することとし、担当事例におけるケアマネジメントの視点（アセスメントの結果から課題（ニーズ）を導き出すまでの考え方、当該課題（ニーズ）に対するサービスの選定理由等）を発表し、他の受講者との意見交換を通じて、自分自身の技量における課題を認識・理解する。	
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。 また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	・介護保険制度の改正等の状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題に関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 ・利用者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、利用者だけでなくその家族を支援するという視点も必要であることから、利用者の家族も含めた支援に関連する各種制度や社会資源に関する講義を行う。 ・フォーマルだけでなくインフォーマルな社会資源との連携やそれらの活用と働きかけに関する講義を行う。	講義 3 時間
○対人個別援助技術及び地域援助技術	対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）と地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の違いと役割を理解する。	・対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）の考え方と地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の概念・機能 ・目的に関する講義を行う。 ・対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）に必要な知識・技術及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の展開技法についての講義を行う。 ・個別事例の支援から地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発などに至る一連のプロセスに関する講義を行う。 ・実際に取り組む場である地域ケア会議の	講義 3 時間

		意義や機能及び一連のプロセスの中における介護支援専門員としての役割に関する講義を行う。 ・個別事例の支援や地域課題の把握から解決に向け、保険者を含む多職種連携の意義やネットワーク作りの視点と方法に関する講義を行う。	
○ケアマネジメントの実践における倫理	ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題を踏まえ、チームで対応していく際のチームアプローチの方法及び高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等を理解する。	・ケアマネジメントを実践する上での介護支援専門員としての倫理原則（利用者本位、自立支援、人権の尊重、公正中立等）に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントを実践する上で生じる具体的な倫理的課題に対する心構えや対応方法についての講義を行う。 ・利用者の人権と倫理に配慮した意思決定のプロセスに関する講義を行う。 ・倫理的な課題に対するチームアプローチの重要性を認識し、その手法に関する講義を行う。 ・成年後見制度や高齢者虐待防止法等、高齢者の尊厳や権利擁護に関する講義を行う。	講義 2 時間
○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	実践を通じて感じた医療との連携や多職種協働に関する課題を踏まえ、今後の実践に向けて必要な知識・技術を理解する。	・ケアマネジメントを実践する上で必要な疾病や医療との連携、多職種協働の必要性・重要性を再確認するための講義を行う。 ・これまでの実践を省みて課題を認識し、医療との連携や多職種協働を実践していくための課題解決の方法に関する講義を行う。 ・介護支援専門員から医療機関や多職種に情報を提供する際の留意点及び、医療機関や多職種から情報を収集する際の留意点についての講義を行う。 ・サービス担当者会議や地域ケア会議における多職種との効果的な協働の手法に関する講義を行う。	講義 4 時間
○ケアマネジメントの演習 ・リハビリテーション	リハビリテーションや福祉用具等の活用が有効な事例を用いて講	・リハビリテーション（口腔リハビリテーションを含む。）や福祉用具等に関する基礎知識の向上と活用にあたっての基本的	講義及び演習 4 時間

ン及び福祉用具の活用に関する事例	義・演習を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。	な視点に関する講義を行う。 ・リハビリテーション専門職並びに福祉用具専門相談員等との連携方法等に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	
・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。	・看護サービスに関する基礎知識の向上と活用に当たっての基本的な視点に関する講義を行う。 ・訪問看護計画との関連付けや看護職との連携方法等に関する講義を行う。 ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義及び演習 4 時間
・認知症に関する事例	認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用したケアマネジメント手法を修得する。	・認知症や精神疾患に関する医学的・心理的基礎知識の向上と認知症施策に関わる多職種との連携方法等に関する講義を行う。 ・認知症等の特質性を踏まえた早期の対応方法や家族も含めた支援方法などを修得するとともに、地域で生活を継続していくための支援を行う上で必要な視点を理解する。 ・認知症に関する事例を用いて、認知症に鑑みた適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・	講義及び演習 4 時間

		技術を修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	
・ 入退院時等における医療との連携に関する事例	入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	・ 高齢者に多い疾病の特徴とその対処法、感染予防に関する講義を行う。 ・ 医療職（特に主治医）や医療機関との連携方法等に関する講義を行う。 ・ 入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義及び演習 4 時間
・ 家族への支援の視点が必要な事例	家族への支援の視点が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、家族への支援の視点も踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	・ 単なるレスパイトだけでなく今後の介護に対する不安や利用者、家族同士の軋轢への介入など家族支援における基本的な視点に関する講義を行う。 ・ 関係行政機関等との連携方法、家族支援に有効な制度等についての講義を行う。 ・ 障害等のある家族や働きながら介護を担う家族に対する支援が必要な事例などを用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	講義及び演習 4 時間
・ 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、利用者が活用しうる制度に関する知	・ 生活保護制度、障害者施策、成年後見制度などの他法他施策に関する制度の知識やインフォーマルサービスの活用に係る視点に関する講義を行う。 ・ 虐待が発生している事例、他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用し	講義及び演習 4 時間

	識及び関係機関等との連携を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。	ている事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。	
・ 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識及びケアマネジメントの手法を修得する。	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスなど新しく導入されたサービス及び小規模多機能型居宅介護の意義 ・ 効果に関する講義を行う。 ・ これらのサービスを活用する際の視点の重要性や連携方法等についての講義を行う。 ・ 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画、施設サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 ・ その他、施設サービス等を活用する際の留意点等について理解する。	講義及び演習 4 時間
○個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の違いを踏まえ、自らがそれらを受ける際の心構えや、専門職として不断に自己研鑽を行うことの重要性を理解する。	・ 個人で専門性を高めていく際に必要な視点、手法に関する講義を行う。 ・ 指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の基本的な考え方、内容、方法を理解するとともに、これらを受ける側と行う側双方に求められる姿勢に関する講義を行う。 ・ 個人で研鑽する場合と介護支援専門員間相互で研鑽する場合に求められる内容や手法とその関係性についての講義を行う。	講義 2 時間

		・専門職として継続した自己研鑽を行うことの必要性・重要性について講義を行う。	
○研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体を通じた振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽の意欲を高める。 また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	・研修全体の振り返りを行うに当たって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講評を行う。 ・現場で生じうる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。	講義及び演習 2 時間

イ 専門研修課程Ⅱ

専門研修課程Ⅱについて、科目、目的、内容及び時間数については以下のとおりであり、合計 32 時間以上とする。

科 目	目 的	内 容	時間数
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。 また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	・介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 ・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。 ・介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。	講義 4 時間
○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	リハビリテーションや福祉用具等の活用事例を用いて演習等を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得ら	・各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等を組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術	講義及び演習 4 時間

	れたリハビリテーションや福祉用具等の活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	を修得する。 ・リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要となる関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	
・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた看護サービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	・各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	講義及び演習 4 時間
・認知症に関する事例	認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用した効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた認知症の要介護者	・各自が担当している認知症である要介護者等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・認知症の要介護者等及び家族を支援する	講義及び演習 4 時間

	等に対して有効なサービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	に当たり重要となる各種知識及び医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。 ・認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	
・入退院時等における医療との連携に関する事例	入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた入退院時等における医療との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	・各自が担当している入退院時等におけるケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・入退院時等の支援に当たり重要となる各種知識や医療職をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・入退院時のケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	講義及び演習 4 時間
・家族への支援の視点が必要な事例	家族への支援の視点が特に必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、家族への支援の視点も踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた家族への支援に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	・各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。	講義及び演習 4 時間

		・家族支援が必要なケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	
・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、利用者が活用することができる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。 また、演習等で得られた社会資源の活用に向けた関係機関との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。	・各自が担当している他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・他の制度を活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・他の制度を活用するケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	講義及び演習 4 時間
・状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識及びケアマネジメントの手法を修得する。	・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関・介護サービス事業者との連携方法に関	講義及び演習 4 時間

		する講義を行う。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	
--	--	---	--

4 実施上の留意点等

- (1) ケアマネジメントの演習及びケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表に係る科目について、アセスメントからニーズを把握する過程及びモニタリングでの評価に関する知識・技術についての講義・演習を行うに当たっては、別途通知する「課題整理総括表」及び「評価表」等を活用し行うものとする。また、看護、認知症、リハビリテーション、福祉用具等に関する基本的な知識を講義した上で演習を展開すること。

なお、演習を行うに当たっては、受講者が積極的に演習に参加するよう小規模な班編制により実施することとし、班編制に当たっては保健、医療、福祉の各職種の均衡に配慮すること。

- (2) ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表においては、基本的に各受講者が担当している事例を持ち寄ることとするが、科目に適合する事例を担当していないことも考えられるため、研修実施機関においては事例を用意しておくこと。

(3) 講師

講師については、原則ア及びイのとおりとする。

なお、相当の知見を有する者とは、

- i 施行規則第113条の2第1項第1号に規定する資格を有する実務経験が長い主任介護支援専門員
 - ii 地域包括支援センターにおいて介護支援専門員に対する相談・支援に従事している者
 - iii 大学教員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者
 - iv その他上記に準ずる者
- とする。

但し、対人個別援助技術及び地域援助技術の科目に関しては、iの資格を社会福祉士に、iiの介護支援専門員を地域活動と読み替える。

ア 専門研修課程Ⅰ

- ① 「ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定」及び「ケアマネジメントの実践における倫理」の講師については、相当の実務経験のある現任の主任介護支援専門員を充てること。
- ② 「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状」の講師については、介護保険制度について相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。
- ③ 「対人個別援助技術及び地域援助技術」の講師については、当該研修科目に関して相当の知見を有する者を充てること。

- ④ 「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践」の講師については、在宅介護に知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。
- ⑤ ケアマネジメントの演習に係る項目については、相当の実務経験のある現任の主任介護支援専門員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者又は在宅介護に知見のある医療関係者を充てること。
- ⑥ 「個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習」の講師については、相当の実務経験のある主任介護支援専門員を充てること。

イ 専門研修課程Ⅱ

- ① 「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開」の講師については、介護保険制度について相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。
- ② 「ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表」に係る科目の講師については、相当の実務経験のある現任の主任介護支援専門員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者又は在宅介護に知見のある医療関係者を当てること。

(4) 修了評価

研修の実施にあたっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施すること。

(5) その他留意点

当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。なお、受講者がやむを得ない事情により、専門研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する専門研修の際に当該未受講の科目を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者から登録地の都道府県に申し出ることにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

(別添 3)

介護支援専門員再研修実施要綱

1 目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識及び技能を再修得することを目的とする。

2 対象者

次のいずれかに該当する者とする。

- ① 介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者
- ② 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者

また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者として行うことができる。

3 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

一定期間、介護支援専門員の実務に就いていない者については、実務から離れて相当の時間が経過していることから、直近の介護保険制度等を理解するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を図りながら行うケアマネジメントについて、再度必要な視点や手法を修得する。

(2) 研修内容

介護支援専門員再研修で行うべき科目については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」（平成18年厚生労働省告示第218号）第2号に規定されているところであるが、科目、目的、内容及び時間数については以下のとおりであり、合計54時間以上とする。

科 目	目 的	内 容	時間数
○介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	介護保険制度の理念等を理解するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の現状を理解する。 また、介護保険制度における利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの役割を理解し、地域包括ケアシステムにおける	・ 介護保険制度の基本理念を理解し、介護保険制度における利用者の尊厳の保持、自立支援に資するケアマネジメントの役割、ケアマネジメントを担う介護支援専門員に求められる機能や役割に関する講義を行う。 ・ 介護保険制度の現状と地域包括ケアシステムが求められる背景とその考え方、構築に向けた取組状況に関する講義を行う。 ・ 介護サービスの利用手続き（要介護認定等に関する基本的な視点と概要）、居宅サービス計画等の作成、保険給付及び給付管理等の仕組みといった一連の関係性についての講義を行う。	講義 3 時間

	介護支援専門員の役割を認識する。		
○自立支援のためのケアマネジメントの基本	利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの視点を理解する。 また、利用者が住み慣れた地域で主体的な生活を送ることができるように支援することの重要性を理解するとともに、在宅生活を支援する上で、家族に対する支援の重要性を理解する。	・ケアマネジメントの成り立ちや機能について理解するとともに、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、介護支援専門員としての責務及び業務を理解し、ケアマネジメントの中心的な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 ・利用者が住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、自立支援のためのケアマネジメントを実践する上で必要な視点を理解する。 ・インフォーマルサービスも活用したケアマネジメントを理解する。 ・利用者を支援する上で、家族を取り巻く環境に留意し、家族に対する支援の重要性や目的を理解する。 ・介護予防支援や、介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントにおいても、基本的な考え方やプロセスは同様であることから、これらも含めた形での講義を行う。	講義及び演習 6 時間
○人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	人権と尊厳を支える専門職に求められる姿勢を認識する。 また、介護支援専門員としての職業倫理を理解するとともに、日常業務で直面する倫理的課題等を認識する。	・介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。 ・人権の概念、利用者の尊厳の保持、介護支援専門員の倫理綱領、倫理原則、成年後見制度等に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的な課題とその課題に向き合うことの重要性を理解するための講義を行う。	講義 2 時間
○介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	多職種に対する理解・尊重に基づいてチームを構成し、円滑に機能させるための基本的な技術を修得する。	・利用者及びその家族の支援に際し、チームアプローチの意義を理解するとともに、介護支援専門員には、ケアのマネジメントだけでなく、チームのマネジメントも求められることを認識するための講義を行う。 ・チームアプローチに際し、チームを構成する各職種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける介護支援専門員の役割を理解し、チーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識	講義及び演習 2 時間

		・技術を修得する。	
○地域包括ケアシステム及び社会資源	地域包括ケアの理念を踏まえ、地域包括ケアを推進していくに当たり介護支援専門員に求められる役割を理解する。 また、利用者を支援する上で知っておくべき各種制度や地域の社会資源の重要性を理解する。	・地域包括ケアシステムの構築が求められる背景及び地域包括ケアシステムが目指す姿についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムを構築していく中で介護支援専門員に求められる役割（自立支援に資するケアマネジメント、インフォーマルサービスを含めた社会資源の活用、多職種や地域包括支援センター等との連携、不足している地域資源の提案等）に関する講義を行う。 ・地域包括ケアを実現していくためのケアマネジメントを行う上で、必要な保健・医療・福祉サービスに関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に関して、地域の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整備状況等を把握する事が大切であることから介護保険事業計画、地域ケア会議の重要性や内容に関する講義を行う。 ・生活保護制度、障害施策、老人福祉施策、地域ケア会議などの概要について理解するとともに、関連する機関やボランティア等との連携・協力・ネットワークの構築についての講義を行う。	講義 3 時間
○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	医療との連携や多職種協働の意義を踏まえ、具体的な連携の場面で必要となる基本的な知識や連携の手法を修得する。	・医療との連携に当たって早い段階から連携の重要性を理解し、利用者の医療に係る情報や状態の改善可能性に係る意見等を把握しておく必要があることから、医療機関や医療職からの情報収集の方法等についての講義を行う。 ・医療との連携に当たっての留意点を理解するとともに、介護支援専門員から医療機関や医療職への情報提供の方法及び内容（生活状況、サービスの利用状況等）に関する講義を行う。 ・地域における、在宅医療・介護の連携を推進する役割を担っている機関の概要に関する講義を行う。 ・多職種協働の意義を理解するとともに、多職種間で情報を共有することの重要性を理解し、情報共有に当たり個人情報を取り扱う上での利用者やその家族の同意の必要性についての講義を行う。	講義 3 時間
○ケアマネジメント	法令を遵守し、介	・介護保険法、介護保険法施行令、介護保険	講義 2 時間

トに係る法令等の理解	護支援専門員の業務を適切に遂行できるよう、介護保険制度に係る法令等を正しく理解する。	法施行規則、厚生労働省告示、居宅サービス等の運営基準、居宅介護支援等の運営基準に関しその位置付けや業務との関連を俯瞰する講義を行う。（特に、介護支援専門員及びケアマネジメントに関する部分の規定について、業務と関連づけて理解する。） ・事業所の指定取消や介護支援専門員の登録消除などの不適切事例を参考に、ケアマネジメントを実践する上での法令遵守（コンプライアンス）の重要性を認識する為の講義を行う。 ・介護報酬に係る関係告示や通知等の概要についての講義を行う。	
○ケアマネジメントの展開 ・基礎理解	ケアマネジメントは高齢者の生理、心理、生活環境などの構造的な理解に基づいて行われる必要があることを理解する。	・ケアマネジメントを実践する上で必要な高齢者の生理、高齢者やその家族の心理、住環境や同居者の有無などそれぞれの要素と要素の関係性の重要性に関する講義を行う。 ・それらの関係性を踏まえたアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等への具体的な展開方法など、支援に当たってのポイントを理解する。 ・高齢者本人が望む生活の実現のための意思決定の支援方法について修得する。 ・高齢者の代表的な疾患や症候群別のケアマネジメントを学ぶことの有効性について理解する。	講義及び演習 3 時間
・脳血管疾患に関する事例	脳血管疾患の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	・脳血管疾患の分類、症状、後遺症、生活障害の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関係性についての講義を行う。 ・脳血管疾患における療養上の留意点や起こりやすい課題についての講義を行う。 ・脳血管疾患の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等、それらを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・脳血管疾患の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点、モニタリングでの視点を理解する。	講義及び演習 5 時間
・認知症に関する	認知症の特性や療	・認知症の器質的障害種類別の原因、症状、	講義及び演

事例	養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	改善可能性、症状の進行並びに薬物療法の有効性、留意点及び副作用について理解する。 ・認知症における療養上の留意点、倫理的な対応及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・認知症ケアにおける医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・認知症の事例におけるアセスメントや課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 ・独居で認知症の要介護者等に対するアプローチの視点や方法を理解する。 ・認知症の要介護者と同居している家族に対する支援や地域への配慮と協働の視点を持ったケアマネジメントの具体的な方法を修得する。 ・認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）に対するアプローチの視点及びケアの手法を理解する。	習 5 時間
・筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例	筋骨格系疾患及び廃用症候群の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	・筋骨格系疾患の種類、原因、症状、生活をする上での障害及び予防・改善方法や、廃用症候群の原因、生活をする上での障害及び予防・改善方法に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群における療養上の留意点や起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用方法等についての講義を行う。 ・リハビリテーション、福祉用具などを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。	講義及び演習 5 時間
・内臓の機能不全	内臓の機能不全に	・内臓の機能不全に係る各疾患・症候群(糖尿	講義及び演

（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例	係る各疾患・症候群（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の原因や症状、症状の進行、生活障害の程度と身体機能の関係についての講義を行う。 ・疾患相互の影響、高齢者の生理（生活上の留意点）との関係、療養上の留意点及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・内臓の機能不全に係る疾患・症候群を有する方に対するアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点を理解する。 ・各疾患・症候群における生活習慣を改善するためのアプローチの方法（本人の動機付け、家族の理解の促進等）を修得する。	習 5 時間
・看取りに関する事例	看取りにおける留意点や起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。	・看取りのケースについて支援を行う際における介護支援専門員の役割や適切な姿勢についての講義を行う。 ・看取りに関連する各種サービス等の活用方法や、医療職をはじめとする多職種との連携・協働を効果的に行う為のポイントを理解する。 ・看取りに向けた利用者及びその家族との段階的な関わりの変化（生活動作の負担や痛みの軽減、主治医との連携や多職種協働、急変時の基本的な対応等）を認識する。 ・看取りのケースにおいて、在宅生活の支援を行う際の起こりやすい課題を理解し、アセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。	講義及び演習 5 時間
○アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習	研修全体での学びを踏まえ、アセスメントから居宅サービス計画等の作成からモニタリングまでを一貫して行い、ケアマネジメントプロセスについて更なる理解を深める。	・これまでの研修の中で修得した知識・技術を確認するため、事例に即したアセスメント、ニーズの把握、居宅サービス計画等の作成及びモニタリングを一貫して行うことにより、ケアマネジメントプロセスの理解を深めるとともに、理解が不足しているものがないか自己評価を行う。 ・作成した居宅サービス計画等を原案として、サービス担当者会議の演習を行う。	講義及び演習 5 時間

4 実施上の留意点等

- (1) ケアマネジメントの展開における「脳血管疾患に関する事例」、「認知症に関する事例」、「筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」、「内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例」及び「看取りに関する事例」並びに「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」について、アセスメントからニーズを把握する過程及びモニタリングでの評価に関する知識・技術についての講義・演習を行うに当たっては、別途通知する「課題整理総括表」及び「評価表」等を活用し行うものとする。

なお、演習を行うに当たっては、受講者が積極的に演習に参加するよう小規模な班編制により実施することとし、班編制に当たっては保健、医療、福祉の各職種の均衡に配慮すること。

(2) 講師

講師については、原則アからキまでのとおりとする。

なお、相当の知見を有する者とは、

- ① 施行規則第113条の2第1項第1号に規定する資格を有する実務経験が長い主任介護支援専門員
 - ② 地域包括支援センターにおいて介護支援専門員に対する相談・支援に従事している者
 - ③ 大学教員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者
 - ④ その他上記に準ずる者
- とする。

ア 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」及び「ケアマネジメントに係る法令等の理解」の講師については、原則として、介護保険制度について相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。

イ 「自立支援のためのケアマネジメントの基本」並びにケアマネジメントの展開における「基礎理解」及び「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」の講師については、ケアマネジメントについて相当の知見を有する者を充てること。

ウ 「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」の講師については、原則として、相当の実務経験のある現任の介護支援専門員を充てること。

エ 「介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）」の講師については、介護支援専門員に関するチームマネジメントについて相当の知見を有する者を充てること。

オ 「地域包括ケアシステム及び社会資源」の講師については、地域包括ケアシステムについて相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。

カ 「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」の講師については、在宅介護に知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。

キ ケアマネジメントの展開における「脳血管疾患に関する事例」、「認知症に関する事例」、「筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」、「内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例」及び「看取りに関する事例」の講師については、医師又は医療関係職種の基礎資格を有する介護支援専門員又は各事例に関し相当の知見を有する者を充てること。

(3) 修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施すること。

(4) その他留意点

当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。なお、受講者がやむを得ない事情により、再研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する再研修の際に当該未受講の科目を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者から登録地の都道府県に申し出るにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

(別添 4)

介護支援専門員更新研修実施要綱

1 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 対象者

研修対象者は、次のいずれかに該当するものであって、介護支援専門員証の有効期間がおおむね1年以内に満了する者とする。

- ① 介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者(以下「実務未経験者」という。)
- ② 介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者(以下「実務経験者」という。)

3 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

介護支援専門員として実務経験がない者と実務に従事している者又はその経験を有する者がそれぞれ有する経験・知識等の差異を考慮し、介護支援専門員更新研修(以下「更新研修」という。)の研修課程を実務未経験者に対する研修と実務経験者に対する研修に区分して実施すること。

(2) 実務未経験者に対する更新研修内容

実務未経験者に対する更新研修で行うべき科目については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)第2号に規定されているところであるが、科目、目的、内容及び時間数については、別添3「介護支援専門員再研修実施要綱」3(2)「研修内容」と同様であり、合計54時間以上とする。

(3) 実務経験者に対する更新研修内容

実務経験者に対する更新研修で行うべき科目については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」第3号に規定されているところであるが、科目、目的、内容及び時間数については、別添2「介護支援専門員専門研修実施要綱」3(2)「研修内容」と同様である。

なお、実務経験者として初めての更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計88時間以上とする。また、実務経験者としての更新研修が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計32時間以上とする。

4 修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施すること。

5 実施上の留意点等

- (1) 介護支援専門員証の有効期間中に、別添2「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく研修を修了している者については、法第69条の8第2項ただし書きの規定に基づき、実務経験者に対する更新研修のうち、介護支援専門員専門研修で履修した科目と同内容の科目を免除することができる。
- (2) 当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。なお、受講者がやむを得ない事情により、更新研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する更新研修の際に当該未受講の科目を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者から登録地の都道府県に申し出ることにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

(別添 5)

主任介護支援専門員研修実施要綱

1 目的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 対象者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、(別添 2)「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は(別添 4)「介護支援専門員更新研修実施要綱」の 3 の (3) に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年 (60 ヶ月) 以上である者 (ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知) に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して 3 年 (36 ヶ月) 以上である者 (ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ③ 施行規則第 140 条の 66 第 1 号イの (3) に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

また、受講対象者の選定に当たっては、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

3 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員研修は、他の介護支援専門員に適切な指導・助言、さらに事業所における人材育成及び業務管理を行うことができ、また、地域包括ケアシステムを構築していくために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整を行うことにより地域課題を把握し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークの構築など、個別支援を通じた地域づくりを行うことができる者を養成するための研修であることから、適切なケアマネジメントを実践できていることを前提とし、介護支援

専門員が実際に直面している問題や地域包括ケアシステムを構築していく上での課題を把握することにより、本研修の修了者が、主任介護支援専門員として役割を果たすことができるよう、効果的な研修内容とすること。

(2) 研修内容

主任介護支援専門員研修で行うべき科目については、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第265号）に規定されているところであるが、その科目、目的、内容及び時間数については以下のとおりであり、合計70時間以上とする。

科 目	目 的	内 容	時間数
○主任介護支援専門員の役割と視点	地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアを実現するケアマネジメントを展開するに当たり、主任介護支援専門員が果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	・地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等における主任介護支援専門員の役割（地域や事業所の介護支援専門員に対する個別支援、地域や事業所における人材育成の実施、多職種等とのネットワークづくりや社会資源の開発などの地域づくり及びセルフケア・セルフマネジメントに関する地域住民の意識づくり）について講義を行う。 ・介護支援専門員に対する指導・支援の視点及び地域包括ケアシステムの構築に当たっての地域づくりに関する講義を行う。 ・事業所におけるケアマネジメントと地域包括ケアシステムにおいて求められるケアマネジメントの違いに関する講義を行う。 ・介護保険制度や利用者支援に係る周辺制度について、最新の制度改正等の動向に関する講義を行う。	講義5時間
○ケアマネジメント（居宅介護支援、施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握並びに介護予防支援をいう。以下同じ。）の実践における倫理的な課題に対する支援	介護支援専門員が直面しやすい倫理的課題に対し、どのような姿勢で対応すべきかについて指導・支援する技術を修得する。	・介護支援専門員倫理綱領の意義・内容を再確認し、介護支援専門員が備えるべき倫理を実践例を交えて講義を行う。 ・ケアマネジメントを行う際に直面する倫理的課題と対応方法について講義を行う。 ・個別支援において生じた倫理面の課題に対する指導・支援方法について講義を行う。	講義2時間
○ターミナルケア	ターミナルケアに関する現状・課題、介護支援専門員が関わる際に必要な視点・支援の	・ターミナルケアの基本を理解し、居宅及び施設におけるターミナルケアの課題や必要な視点について講義を行う。 ・利用者及びその家族等に対する介護支援	講義3時間

	技術及び支援に当たっての指導方法を習得する。	専門員としての適切な支援方法について講義を行う。 ・ターミナルケアで必要な看護サービス等を活用する際の視点や医療職をはじめとする多職種との連携方法・協働のポイントについて講義を行う。	
○人材育成及び業務管理	質の高いマネジメントを提供し、事業所の適正な運営等を図るための「人事管理」「経営管理」に関する知識の修得及び「人材育成」「業務管理」の手法を修得する。	・地域や事業所内における介護支援専門員の人材育成に関する留意事項、効果的な取組及び方法（研修計画の作成、OJTとOff-JT、事例検討会等）について講義を行う。 ・地域において人材育成を行うに当たって必要なネットワークの構築方法に関する講義を行う。 ・事業所内における介護支援専門員に対する業務管理の意義・方法及び課題と対応策について講義を行う。	講義 3 時間
○運営管理におけるリスクマネジメント	ケアマネジメントを实践する上で発生するリスクに対して、組織や地域として対応する仕組みの構築に必要な知識・技術を修得する。	・ヒヤリハットの事例に基づき、ケアマネジメントを行う上で発生しうるリスクの予測とその評価の手法について講義を行う。 ・地域や事業所におけるリスク軽減に向けた仕組みや体制の構築の手法について講義を行う。 ・介護支援専門員に課せられている秘密保持義務の規定を再確認し、個人情報の取扱に係るリスクと関連制度について講義を行う。 ・自然災害が発生した場合の対応に関する基本的な考え方や方法、対応体制の構築に向けて必要な知識や方法について講義を行う。	講義 3 時間
○地域援助技術	地域において、地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の実践が進むよう地域づくりの重要性と主任介護支援専門員の役割を理解するとともに、地域課題の把握方法、地域づくりに向けた具体的な取組内容等に係る必要な知識・技術を修得する。	・地域づくりの意義と手法及び地域課題を把握するための情報の入手・活用する方法について講義を行う。 ・地域課題の解決に向けた関係者によるネットワークの機能や構築方法について講義を行う。 ・地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）に関する介護支援専門員に対する指導・支援方法を修得する。 ・地域ケア会議等を通じて把握した地域課題を解決するための地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の展開につ	講義及び演習 6 時間

		いて、基本的な考え方や方法を修得する。	
○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現	地域において、医療との連携や多職種協働が進むよう、他の介護支援専門員や多職種に対する働きかけ、連携・協働の仕組みづくりに必要な知識・技術を修得する。	・医療職をはじめとした多職種との協働における工夫と留意点など成功例と失敗例を参考にして連携・協働の仕組みづくりの重要性を理解する。 ・地域ケア会議が有している機能と、当該会議を効果的に開催するための運営方法に関する講義を行う。 ・行政との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。 ・多職種協働において関わりが強い他法他施策（障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法等）の概要と他法他施策を活用する際の関係機関等との連携・協働に当たっての留意点に関する講義を行う。 ・日常的な実践における医療職をはじめとした多職種協働に関する介護支援専門員への指導・支援方法を修得する。	講義及び演習 6 時間
○対人援助者監督指導	対人援助者監督指導（スーパービジョン）の機能（管理や教育、支援）を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。	・対人援助者監督指導（スーパービジョン）の内容と方法に関する講義を行う。 ・対人援助者監督指導（スーパービジョン）の効果、介護支援専門員に対して対人援助者監督指導（スーパービジョン）を行う際の留意点及びスーパーバイザーとしての主任介護支援専門員の心構えと視点を理解する。 ・個人対人援助者監督指導（個人スーパービジョン）と集団対人援助者監督指導（グループスーパービジョン）の方法等を修得する。	講義及び演習 1 8 時間
○個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。	・個々の事例に対する介護支援専門員のケアマネジメントについて、主任介護支援専門員として指導・支援を行う際の様々な方法（コーチング、ティーチング等）を修得するとともに、指導・支援を行う際の様々な場面における関わり方を理解する。 ・指導・支援に当たっての留意点を踏まえつつ、事例検討・事例研究における指導・支援の実践的な展開方法（会議の設定と準備、介護支援専門員との関係構築、傾聴、承認、指導・支援の具体的な展開及びまとめと振り返り）を修得する。	講義及び演習 2 4 時間

4 実施上の留意点

(1) 講師

講師については、原則アからエまでのとおりとする。

ア 「主任介護支援専門員の役割と視点」、「人材育成及び業務管理」、「運営管理におけるリスクマネジメント」、「地域援助技術」、「対人援助者監督指導」及び「個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開」の講師については、相当の実務経験のある主任介護支援専門員、大学教員又は法人内における研修の責任者として指導に従事している者を充てること。

イ 「ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援」の講師については、相当の実務経験のある現任の主任介護支援専門員を充てること。

ウ 「ターミナルケア」の講師については、ターミナルケアに関し知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。

エ 「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現」の講師については、在宅介護に知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。

(2) 修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施すること。

(3) その他留意点

当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員としての登録を行っている都道府県とする。なお、受講者がやむを得ない事情により、主任介護支援専門員研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する主任介護支援専門員研修の際に当該未受講の科目を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者から登録地の都道府県に申し出ることにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

(別添 6)

主任介護支援専門員更新研修実施要綱

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 対象者

研修対象者は、次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

なお、特に質の高い研修を実施する観点から、上記の要件以外に、都道府県において実情に応じた受講要件を設定することは差し支えないものとする。

- ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者
- ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

3 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員としての役割を果たすには、多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導や地域での活動等の実務を通じて、主任介護支援専門員として必要な知識・技術等を高めていくことが必要不可欠であり、地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進など、主任介護支援専門員に求められる役割がこれまで以上に大きくなることが見込まれることを踏まえると、実践を通じた能力向上を担保する必要があることから、継続的な知識・技術等の向上を図るとともに、実践の振り返りにより、更なる資質向上を図る研修内容とする。

(2) 研修内容

主任介護支援専門員更新研修で行うべき科目については、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第265号)第2号により、規定されているところであるが、その科目、目的、内容及び時間数については以下のとおりであり、合計46時間以上とする。

科 目	目 的	内 容	時間数
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	介護保険制度の最新の動向を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組	・介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や課題、地域包括ケアシステムの構築における介護支援専門員及び主任介護支援専門員の	講義 4 時間

	と課題を理解し、主任介護支援専門員として果たすべき役割を再認識する。	役割について講義を行う。 ・利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源の活用並びに関係機関等との連携やネットワーク構築に関する講義を行う。 ・介護保険制度並びに介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項を踏まえた、介護支援専門員に対する指導、支援に関する講義を行う。	
○主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 ・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	リハビリテーションや福祉用具等の活用事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることが出来る知識・技術を修得する。	・各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等の活用に関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析することにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技術を修得する。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用をするに当たって重要となる医師やリハビリテーション専門職等との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	講義及び演習 6 時間
・看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、看護サービスの活用に係る実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な	・各自が担当している看護サービスの活用に関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析することにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる医師や看護師等との連携方法等ネットワークづくりの実践	講義及び演習 6 時間

	な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスの活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	
・ 認知症に関する事例	認知症に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、認知症の要介護者等に関する実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	・ 各自が担当している認知症ケースに関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析することにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。 ・ 認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・ 認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	講義及び演習 6 時間
・ 入退院時等における医療との連携に関する事例	入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、医療との連携に関する実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。	・ 各自が担当している入退院時等における医療との連携に関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析することにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。 ・ 入退院時等において重要となる医療職を	講義及び演習 6 時間

	また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	はじめとする多職種との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・入退院時における支援を検討するに当たり、効果的なものになるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	
・ 家族への支援の視点が 必要な事例	家族への支援の視点が特に必要な事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、家族への支援の視点も踏まえた実践上の課題や不足している視点等を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	・ 各自が担当している家族支援が特に必要なケースに関する主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。 ・ 家族に対する支援に当たり重要となる関係機関や地域住民をはじめとする多職種との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・ 家族支援が必要なケースを検討するに当たり、インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	講義及び演習 6 時間
・ 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、利用者が活用することができる制度に関する知識及び関係機関等との連携に係る実践上の課	・ 各自が担当している他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用している主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。	講義及び演習 6 時間

	題や不足している視点等を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	・他の制度を活用するに当たり重要となる関係機関や多職種との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・他の制度を活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	
・状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、多様なサービスの活用に係る実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。 また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している主任介護支援専門員としての実践事例について振り返り、意見交換等を通じて、課題や不足している視点を認識し分析する。分析に必要な根拠を明確にすることにより改善策を講じ、資質向上に向けた介護支援専門員に対する指導及び支援を実践することができる知識・技能を修得する。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり重要となる関係機関や介護サービス事業者との連携方法等ネットワークづくりの実践について、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの実践において、社会資源の開発など地域づくりの視点を含め、課題や不足している視点を認識し分析する手法及び改善指導に関する講義を行う。	講義及び演習 6 時間

4 実施上の留意点等

- (1) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践に係る科目について、アセスメントからニーズを把握する過程及びモニタリングでの評価に関する知識・技術についての講義・演習を行うに当たっては、別途通知する「課題整理総括表」及び「評価表」等を活用し行うものとする。また、各自の実践方法を共有するとともに、自らの実践において不足している視点を認識することにより、今後の活動の改善につながるよう演習を展開すること。

なお、演習を行うに当たっては、受講者が積極的に演習に参加するよう小規模な班

編制により実施することとし、班編制に当たっては保健、医療、福祉の各職種の均衡に配慮すること。

- (2) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践においては、基本的に各受講者が担当している事例を持ち寄ることとするが、科目に適合する事例を担当していないことも考えられるため、研修実施機関においては事例を用意しておくこと。

(3) 講師

講師については、原則ア及びイのとおりとする。

なお、相当の知見を有する者とは、

- ①国家資格を有する実務経験が長い主任介護支援専門員
- ②地域包括支援センターにおいて介護支援専門員に対し相談・支援に従事している者
- ③大学教員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者
- ④その他上記に準ずる者

とする。

ア 「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向」の講師については、介護保険制度について相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。

イ 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践に係る科目の講師については、相当の実務経験のある主任介護支援専門員又は大学教員、法人内において研修の責任者として指導に従事している者を充てること。

(4) 修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施すること。

(5) その他留意点

ア 当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。なお、受講者がやむを得ない事情により、主任介護支援専門員更新研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する主任介護支援専門員研修の際に当該未受講の課程を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者から登録地の都道府県に申し出ることにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。

イ 当該研修の修了者は、施行規則第113条の18に規定する更新研修を受けた者とみなされることから、「介護支援専門員更新研修」の受講については免除する。

また、当該研修の修了者の介護支援専門員証については、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付するものとする。

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正の概要

1. 主任介護支援専門員更新研修のポイント

○ 研修カリキュラム等の見直しにあたっての基本的な考え方

主任介護支援専門員には、介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割が求められている。このような役割を果たすことをより一層進めることが重要であり、その資質の向上を図っていくことが必要である。

そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図ることが重要であるとし、更新制を導入し、更新時における新たに研修を創設することとした。

○ 新たな主任介護支援専門員更新研修カリキュラムの内容については別紙1のとおりとする。

2. 研修カリキュラム等の見直しの背景とそれに伴う要綱改正の背景

○ 「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を行い、平成25年1月に中間とりまとめを行ったところである。

○ 検討会においては、介護支援専門員に係る研修制度について、研修カリキュラムを見直すことにより研修内容の充実を図るべきとされた。

○ そこで、検討会で提言された内容等を踏まえ、平成18年度から実施されている介護支援専門員に係る研修のカリキュラムや実施方法を見直すこととした。

○ 「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員実務従事者基礎研修」、「介護支援専門員専門（更新）研修」、「主任介護支援専門員研修」の4つの研修については、平成26年7月4日老発0704第2号本職通知により、通知を行ったところであり、今般、新たに導入することとした「主任介護支援専門員更新研修」について研修カリキュラム等の検討を行った。

3. 平成26年7月4日老発0704第2号本職通知にて通知した研修の変更

○ 平成26年7月4日老発0704第2号本職通知にて通知している「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員専門研修」、「主任介護支援専門員研修」については、別紙2のとおり変更した。

介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し

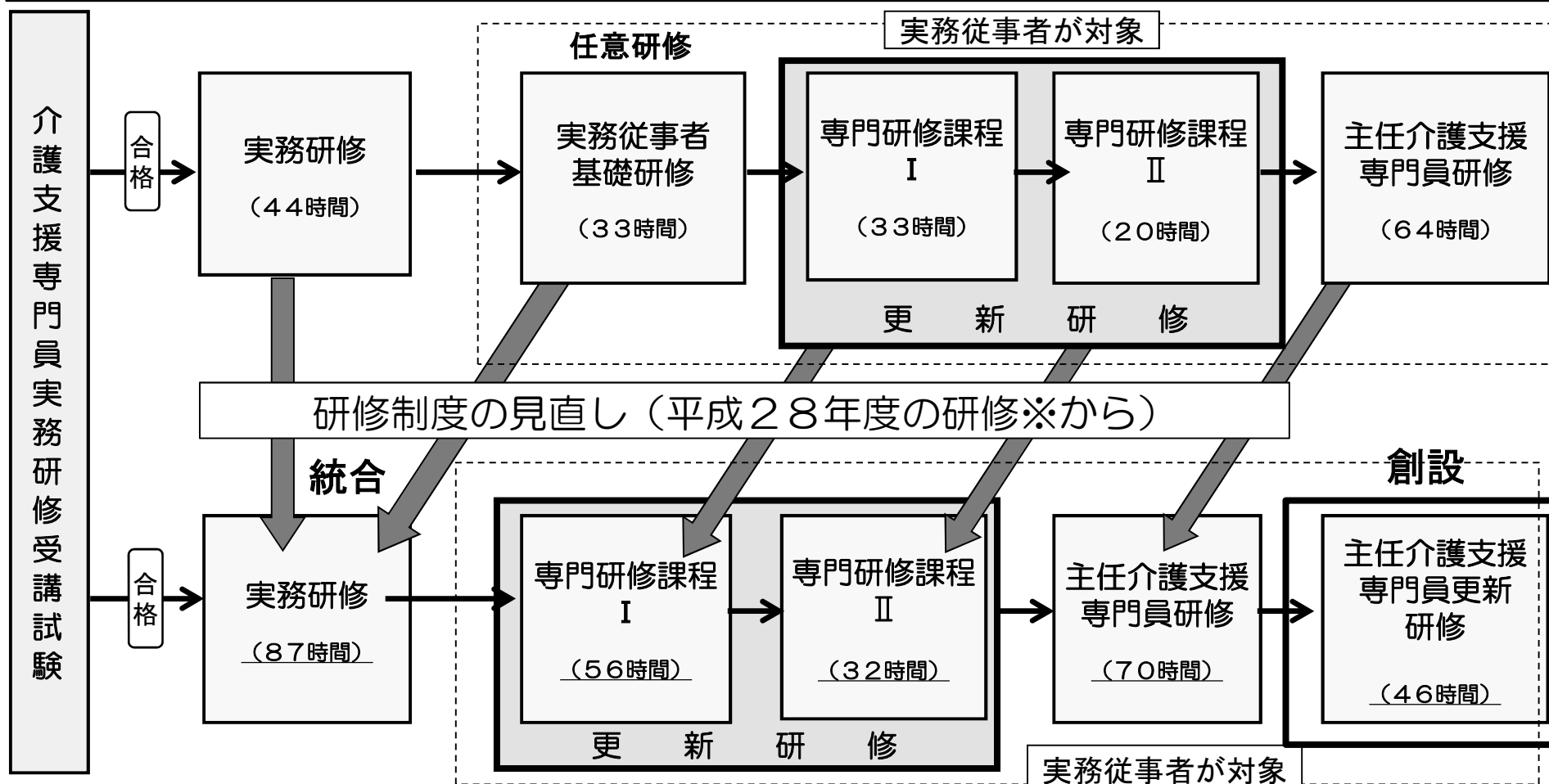
別紙1

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を介護支援専門員実務研修に統合。

○ 主任介護支援専門員に更新制を導入し、更新時の研修として更新研修を創設。

○ 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、各研修修了時に修了評価を実施。

※赤枠が今回の改正部分



(※) 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。

(注) 今回の主任更新研修以外の研修については、告示(平成26年6月2日)及び局長通知(平成26年7月4日)にて改正済。

主任介護支援専門員研修の見直しについて

別紙1

研修課目		時間
講義	対人援助者監督指導（スーパービジョン）	6
	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	3
	人事・経営管理に関する講義	3
	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理	3
	ターミナルケア	3
	人事・経営管理	3
	サービス展開におけるリスクマネジメント	3
演習	対人援助者監督指導	1 2
	地域援助技術	3
	事例研究及び事例指導方法	1 8
合計		6 4

研修課目		時間
講義	主任介護支援専門員の役割と視点	5
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	2
	ターミナルケア	3
	人材育成及び業務管理	3
	運営管理におけるリスクマネジメント	3
	地域援助技術	6
講義・演習	ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現（新）	6
	対人援助者監督指導	1 8
	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	2 4
	合計	7 0

※主任介護支援専門員更新研修として新たに創設

研修課目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向（新）	4
講義・演習	主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践（新）	
	リハビリテーション及び福祉用具活用に関する事例	6
	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	6
	認知症に関する事例	6
	入退院時等における医療との連携に関する事例	6
	家族への支援の視点が必要な事例	6
	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	6
	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	6
合計		4 6

【変更点】

○別紙 介護支援専門員資質向上事業実施要綱

3 事業内容

追加：（6）主任介護支援専門員更新研修（別添6）

4 事情実施上の留意点

（7）追加：なお、3の（5）及び（6）の研修修了者に交付する修了証明書（以下「主任介護支援専門員研修修了証明書」という。）については、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間を設けることとし、その期間は5年とする。

5 研修の費用

旧：本事業の実施に要する経費については、別に定めるところにより補助する。

→新：本事業は、地域医療介護総合確保基金を充てて実施する事業のうち、介護従事者の確保に関する事業として実施することが可能である。

○別添 1 介護支援専門員実務研修実施要綱

（2）研修内容

科 目	内 容	
	新	旧
利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意	利用者及びその家族、利用者を支援するサービスの担当者等の多職種に対する説明の意義・目的を理解する <u>ため</u> の講義を行う。	利用者及びその家族、利用者を支援するサービスの担当者等の多職種に対する説明の意義・目的を理解する <u>為</u> の講義を行う。

○別添 2 介護支援専門員専門研修実施要綱

(2) 研修内容

ア 専門研修課程Ⅰ

科 目	内 容	
	新	旧
ケアマネジメントの演習 ・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	リハビリテーション（口腔リハビリテーションを含む。）や福祉用具等に関する基礎知識の向上と活用にあたっての基本的な視点に関する講義を行う。	リハビリテーション（口腔リハビリテーションを含む。）や福祉用具に関する基礎知識の向上と活用にあたっての基本的な視点に関する講義を行う。
	リハビリテーションや福祉用具等の活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。	リハビリテーションや福祉用具の活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。

イ 専門研修課程Ⅱ

科 目	内 容	
	新	旧
ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・認知症に関する事例	認知症である要介護者等の <u>支援方法</u> を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。	認知症である要介護者等を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。

○別添 5 主任介護支援専門員研修実施要綱

2 対象者

③ 旧：施行規則第 140 条の 66 第 2 号ハ

→新：施行規則第 140 条の 66 第 1 号イの（3）

老発 0 2 1 2 第 2 号
平成 2 7 年 2 月 1 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正について

介護支援専門員実務研修受講試験については、平成 18 年 5 月 22 日付け老発第 0522001 号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」により行われているところであるが、今般、「介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上と今後のあり方に関する検討会における中間的な整理」（平成 25 年 1 月 7 日）及び「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 25 年 12 月 20 日社会保障審議会介護保険部会）において提言されたことを踏まえ、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正を行い、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件の見直しを行ったところである。

これを踏まえ、今般、同通知の別添「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」の一部について別紙新旧対照表のとおり改めたので各都道府県におかれては、本通知の趣旨に鑑み、適切な事業実施が行われるよう配慮されたい。（改正後の「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」もあわせて添付するので参考にされたい。）

また、介護支援専門員実務研修受講試験の解答免除の取扱いについては、介護支援専門員の質の向上の観点から、平成 27 年度の試験から廃止とするため、介護支援専門員実務研修受講試験の受験を予定している者等に対して周知徹底願いたい。

本通知は、平成 27 年 2 月 1 2 日から適用することとする。なお、平成 26 年 3 月 31 日老発 0 3 3 1 第 5 号本職通知に規定する実務の経験については、本通知の適用の日から起算して 3 年を経過するまでの間は、本通知に規定する実務の経験とみなす。

○「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」改正（案）

新	旧
(別添) 介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱 1. 目的 本事業は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。 2. 実施主体 介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）の実施主体は、都道府県とする。 なお、試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）を厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下、「登録試験問題作成機関」という。）に委託することができる。また、都道府県知事は試験の実施に関する事務のうち、試験問題作成事務以外の事務について、都道府県知事が指定する法人（以下「指定試験実施機関」という。）に行わせることができる。 3. 対象者 (1) 対象者 <u>ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とする。</u> ア. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。 イ. 別に定める相談援助に従事する者（別紙1）が、当該業務に従事した期間	(別添) 介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱 1. 目的 本事業は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。 2. 実施主体 介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）の実施主体は、都道府県とする。 なお、試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）を厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下、「登録試験問題作成機関」という。）に委託することができる。また、都道府県知事は試験の実施に関する事務のうち、試験問題作成事務以外の事務について、都道府県知事が指定する法人（以下「指定試験実施機関」という。）に行わせることができる。 3. 対象者 (1) 対象者 <u>ア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者並びにエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上である者とする。</u> ア. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。 イ. 別に定める相談援助に従事する者（別紙1）が、当該業務に従事した期間 <u>なお、別紙1中「主として」とあるのは要援護者に対する直接的な援助が当該者の</u>

ウ. 証明者と本人が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出させ、確認すること。

なお、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うに当たり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌も証明書類として認められること。

エ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。

オ. その他、施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、実務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないものとする。

(2) 削除

エ. 証明者と本人が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出させ、確認すること。

なお、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うに当たり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌も証明書類として認められること。

オ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。

カ. その他、施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、実務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないものとする。

(2) 省令第113条の2第1項第1～4号の実務経験期間の算定について

ア. 「第2号の期間」について

(ア) 試験実施要綱の別紙1の3又は4に掲げる相談援助業務の従事期間が「第2号の期間」となるための要件は、以下のうちのいずれかを満たすこととする。

① 社会福祉主事任用資格を取得したこと。

② 介護職員初任者研修課程若しくは実務者研修又はこれらに相当する研修（社会福祉施設長資格認定講習会等）を修了したこと。

③ 第1号に掲げる資格を取得したこと。

④ 試験実施要綱の別紙1の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと。

(イ) これらの要件は、試験日前日までに満たされていればよいものとする。例えば、3の(1)のイの別紙1の3、4の相談援助業務等に従事している際にこれらの条件を満たしている必要はなく、従事期間後であっても条件を満たせばよいものとする。

イ. 「第3号の期間」及び「第4号の期間」について

(ア) 第3号柱書き中の「相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの」とは、ア(ア)の①～④の要件のうちのいずれかを満たす者をいう。

(イ) これらの要件は、試験日前日までに満たされていればよいものとする。すなわち、第3号イ又はロに掲げる者が介護等の業務に従事した期間が、第3号の期間

	<u>となるか、第4号の期間となるかは、試験受験時に要件が満たされているかどうかで決定されるものとする。</u>
(2) 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていること。 (3) 実務経験期間の日換算については、1日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなすものとする。 5. 受験対象者についての留意点 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができないので留意すること。 ア. 成年被後見人又は被保佐人 イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ. この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条	<u>ウ. 第1～4号の期間の通算について</u> <u>(ア) 第3号イ又はロに掲げる者として介護等の業務に従事した期間は、ア（ア）の①～④の要件が、受験時に満たされていれば全て第3号の期間、満たされていなければ全て第4号の期間と整理されるため、第3号の期間と第4号の期間の両方を有するということはありえず、両期間の通算はありえない。</u> <u>(イ) 第3号イ又はロに掲げる者として介護等の業務に従事した期間と、第1号又は第2号の期間（別紙1の1又は2に掲げる相談援助業務従事者としての期間単独の場合は、その期間が1年以上であることが必要）を併せ持つ場合は、ア（ア）の①～④の要件のうちのいずれかを満たすこととなるため、介護等の業務に従事した期間は第3号の期間ということとなる。したがって、第1号又は第2号の期間と第4号の期間の通算はあり得ないということとなる。</u> (3) 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていること。 (4) 実務経験期間の日換算については、1日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなすものとする。 5. 受験対象者についての留意点 以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができないので留意すること。 ア. 成年被後見人又は被保佐人 イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ. この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者 オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条

の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 カ．法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者 キ．法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者 6．試験の受験地は、受験申込書を提出する時点における3の（1）の<u>ア及びイ</u>の業務に従事している勤務地の属する都道府県とし、（1）の業務に従事している勤務地がない場合は住所地の属する都道府県とする。 なお、複数都道府県で受験を行うことはできないこととする。 7．試験実施方法については、別紙4「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」によるものとする。 8．試験事務内容 都道府県及び都道府県知事が指定した法人が実施する試験事務内容（試験問題の作成及び合格基準の設定を除く。）については次のとおりである。詳細については、別紙5「都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験事務規程」によるものとする。 （1）試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等 （2）受験申込書の受付、確認、受験票の送付等 （3）試験問題の保管・管理 （4）試験の実施 （5）答案の採点 （6）合否の決定 （7）合否の通知 （8）その他試験について、1の目的を達成するために必要な事務 9．試験回数 試験実施回数については、年1回以上実施すること。	の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者 カ．法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者 キ．法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者 6．試験の受験地は、受験申込書を提出する時点における3の（1）の<u>アからエ</u>の業務に従事している勤務地の属する都道府県とし、（1）の業務に従事している勤務地がない場合は住所地の属する都道府県とする。 なお、複数都道府県で受験を行うことはできないこととする。 7．試験実施方法については、別紙4「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」によるものとする。 <u>なお、上記別紙4に規定される「3．解答免除」については、平成27年度介護支援専門員実務研修受講試験より廃止とする。</u> 8．試験事務内容 都道府県及び都道府県知事が指定した法人が実施する試験事務内容（試験問題の作成及び合格基準の設定を除く。）については次のとおりである。詳細については、別紙5「都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験事務規程」によるものとする。 （1）試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等 （2）受験申込書の受付、確認、受験票の送付等 （3）試験問題の保管・管理 （4）試験の実施 （5）答案の採点 （6）合否の決定 （7）合否の通知 （8）その他試験について、1の目的を達成するために必要な事務 9．試験回数 試験実施回数については、年1回以上実施すること。
---	--

10. 合格の取り消し 試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。	10. 合格の取り消し 試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。
---	---

(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 <u>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員</u> <u>(2) 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号に規定する生活相談員</u> <u>(3) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員</u> <u>(4) 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項に規定する生活相談員</u> <u>(5) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設にあっては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項に規定する支援相談員</u> <u>(6) 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員</u> <u>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員</u> <u>(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する</u>	(別紙1) 別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。 1. 施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者 <u>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項、第58条第3項及び第6項に規定する児童指導員及び児童発達支援管理責任者</u> <u>(2) 身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325001号）第1に規定する身体障害者福祉司及びケース・ワーカー</u> <u>(3) 障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ（2）、第3号イ（1）及びロ、第4号イ（1）及びハ、第5号イ（1）及びロ（1）並びに第6号イ（1）に規定する生活支援員及び同項第2号イ（3）、第3号イ（2）、第4号イ（2）、第5号イ（3）及びロ（2）並びに第6号イ（2）に規定するサービス管理責任者</u> <u>(4) 福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条に規定する管理人</u> <u>(5) 身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員</u> <u>(6) 救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員</u> <u>(7) 福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員（査察指導員）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、</u>
---	---

<u>基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員</u> <u>（9）生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあっては、別に定める者</u>	<u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条及び第7条に規定する社会福祉主事（老人福祉指導主事）、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員（現業員）</u> <u>（8）知的障害者更生相談所にあつては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定するケース・ワーカー</u> <u>（9）養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び第2項第1号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号に規定する生活相談員、同省令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同省令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話を行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2に規定する相談・指導を行う職員及び第3に規定する相談・指導を行う職員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員</u> <u>（10）老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第97条第1項第1号及び第129条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号に規定する生活相談員</u> <u>（11）生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設にあつては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）に基づき配置された指導員</u> <u>（12）老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームにおいて相談援助業務を行っている生</u>
--	---

	<u>活相談員</u> (13) 「<u>高齢者総合相談センター運営事業の実施について</u>」(昭和62年6月18日付け健政発第330号、健医発第733号、社老第80号) 別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく<u>高齢者総合相談センターにおいて相談援助業務を行っている相談員</u> (14) 「<u>隣保館の設置及び運営について</u>」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号) 別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく<u>隣保館において相談援助業務を行っている職員及び「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け社援発第0829001号) 別紙(広域隣保活動事業実施要領)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員</u> (15) <u>市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会において相談援助業務を行っている職員</u> <u>以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。</u> <u>ア. 「福祉活動専門員」(「社会福祉協議会活動の強化について」(平成11年4月8日付け社援第984号厚生省社会・援護局長通知))</u> (16) <u>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号) 第11条第1項第1号に規定する施設において相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー</u> (17) 「<u>知的障害者福祉工場の設置及び運営について</u>」(昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号) 別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく<u>知的障害者福祉工場において相談援助業務を行っている指導員</u> (18) <u>労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設において相談援助業務を行っている主任指導員</u> (19) 「<u>重症心身障害児(者)通園事業の実施について</u>」(平成15年11月10日付け障発第1110001号) 別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「<u>重症心身障害児(者)通園事業</u>」を行っていた施設における<u>児童指導員</u> (20) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を通わせる児童発達支援事業所にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項に規定する職員(同条第1項に規定する児童指導員に限る。)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基</u>
--	--

	<u>準第5条第3項第3号に規定する児童指導員</u> (21) <u>視聴覚障害者情報提供施設にあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第38条に規定する点字図書館及び第40条に規定する聴覚障害者情報提供施設において身体障害者に関する相談に応ずる職員</u> (22) <u>障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員並びに第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者</u> (23) <u>地域活動支援センターにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員</u> (24) <u>「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記11に基づく「任意事業」の「日中一時支援」を行っている障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において相談援助業務を行っている職員、別添1「障害者相談支援事業」における相談援助業務を行っている職員並びに別添3「障害児等療育支援事業」における相談援助業務を行っている職員</u> (25) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条（第40条において準用する場合を含む。）に規定する指定地域移行支援従事者及び指定地域定着支援従事者</u> (26) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員</u> (27) <u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成</u>
--	---

	<u>24年厚生労働省令第29号) 第3条に規定する相談支援専門員</u> <u>(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に基づく共同生活援助を行っている事業所において相談援助業務を行っている職員</u> <u>(29) 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設及び第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設における生活相談員</u> <u>(30) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号) 別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウスにおける生活援助員</u> <u>(31) 「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号) に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」において高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等に派遣されている生活援助員</u> <u>(32) 「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号) 別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく地域福祉センターにおいて相談援助業務を行っている職員</u> <u>(33) 法第8条第27項に規定する介護老人保健施設において相談援助業務に従事している者</u> <u>(34) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第48条に規定する精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設における精神保健福祉相談員</u> <u>(35) 「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号) 別紙(介護実習・普及センター運営要綱)に基づく介護実習・普及センターにおいて相談援助業務を行っている職員</u> <u>(36) 児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する児童指導員</u>
--	---

	<u>(37)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス総合相談推進事業において相談援助業務を行っている相談員</u> <u>(38)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づくホームレス自立支援センターにおいて相談援助業務を行っている生活相談指導員</u> <u>(39)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添13(安心生活基盤構築事業実施要領)に規定する専門員</u> <u>(40)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添15(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づくひきこもり地域支援センターにおいて相談援助業務に従事している者</u> <u>(41)「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく地域生活定着支援センターにおいて相談援助業務に従事している者</u> <u>(42) 法第115条の46第1項に基づく地域包括支援センターにあっては、介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者</u> <u>(43) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4に規定する通院後生活環境相談員</u>
<u>2. 削除</u>	<u>2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者</u> <u>(1) 町村(福祉事務所設置町村を除く。)の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者</u> <u>(2) 保健所において公共医療事業に従事する者</u>
<u>3. 削除</u>	<u>3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者、又は、当該者が実施要綱4の(2)ア(ア)の③及び④に該当する場合</u> <u>(1) 医療機関において医療社会事業に従事する者(患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者)</u>

括弧書き削除

(2) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

(3) (2) のサービスに相当するサービス（福祉用具を販売するサービスを含む。）に係る業務を行っている事業者（社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等）であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者

介護職員初任者研修課程に相当する研修については、次に掲げる研修を修了した者をいい、当該研修修了証明書又は当該研修を修了したことを確認できる書類の写しを受験申込書に添付させることにより確認すること。

なお、イの場合にあつては、研修修了証明書等研修の実施主体が発行した研修を修了したことを確認できる書類（以下「研修修了証明書等」という。）の写しと研修カリキュラムの写しを添付させることにより確認すること。

ア．介護職員初任者研修課程に相当する研修とは、省令第22条の23の介護職員初任者研修課程修了者であること。

イ．都道府県知事は、受験申込者から提出された研修カリキュラムにより次の（ア）及び（イ）を確認し、かつ、研修修了証明書等により、受講の事実を確認した場合であること。

（ア）保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含むこと。

なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限ること。

また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。

（イ）研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。

「民間事業者によるサービス指針（ガイドライン）を満たすと認められるもの」の取扱いについては、都道府県知事が、各サービスごとに事業主から提出された別添「確認証明書」により、各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ること。

括弧書き削除

(1) 老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び介護老人保健施設の施設長及び管理者(社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、当該者が実施要綱4の(2)ア(ア)の①から④のいずれかに該当する場合。)

（「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」（平成21年厚生労働省令第96号）による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが、実施要綱4の（2）ア（ア）の①から④の要件のいずれかを満たした場合）

なお、イの場合にあつては、研修修了証書等の写しと研修カリキュラムの写しを添付させることにより確認すること。

イ. 都道府県知事は、受験申込者から提出された研修カリキュラムにより次の
(ア) 及び (イ) を確認し、かつ、研修の実施主体が発行した研修の修了を
証明した書類により、受講の事実を確認した場合であること。

(イ) 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目（相談援助を含む。）が含まれていること。

(別紙2) 削除

(別紙2)

別に定める介護職員の介護等（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設の従業者のうちその主たる業務が介護等の業務であるもの

2. 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

3. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者並びに老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業の訪問介護員

5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第207条に規定する指定共同生活援助に限る。）、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。）を行う事業所並びに地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

6. 老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの

「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日付け社庶第30号）の2の（3）のとおりであること

	と。 <u>7. 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u> 〔・空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。〕 <u>8. 介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事するもの</u> 事業として継続、反復している事業者には雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。 〔ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者 イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者（団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。）〕 <u>9. 個人の家庭において就業する職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第4項に掲げる家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u> <u>10. 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員</u> <u>11. 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において利用者の療育に直接従事した職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）</u> <u>12. 児童福祉法第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を通わせる</u>
--	---

	<u>児童発達支援事業所において利用者の療育に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）</u> 13. <u>「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日付け障発第0801002号）別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記9に基づく「移動支援事業」を行っている者、別記11に基づく「任意事業」の「訪問入浴サービス」を行っている職員、「任意事業」の「日中一時支援」を行っている職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u> 14. <u>「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u> 15. <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u> 16. <u>ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者</u> <u>ア. 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること。</u> <u>イ. ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とすること。</u> 17. <u>児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</u> <u>児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の保育士をいう。</u> 18. <u>指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員</u> 19. <u>指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者</u> 20. <u>指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する法第8条第19項</u>
--	---

	<u>に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者</u> <u>21. 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）の介護職員</u>
--	---

(別添) 削除

(別添)

確 認 証 明 書

在宅介護サービス

(○ 満たしている × 満たしていない)

(職員に関する事項)

- 1 次の職員が配置されている。
 - ア 管理責任者 (兼務可)
 - イ 訪問介護員等在宅介護の知識・技能を持つ者
- 2 職員に対する研修の機会が確保されている。
- 3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。

(サービス実施に関する事項等)

- 4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従業者に徹底している。
 - ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明
 - イ 作業手順
 - ウ 利用者に異常があった場合の対応
 - エ 実施したサービスの報告及び記録の保管
- 5 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。

(契約等に関する事項)

- 6 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。
- 7 サービス内容に対応した料金体系を明示している。

本事業所は、上記１～７の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添) 削除

(別添)

確 認 証 明 書

在宅入浴サービス

(○ 満たしている × 満たしていない)

(職員に関する事項)

- 1 次の職員が配置されている。
 - ア 管理責任者（兼務可）
 - イ 入浴介護に直接従事する職員 3 名以上
- 2 職員に対する研修の機会が確保されている。
- 3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。

(設備類等に関する事項等)

- 4 入浴に必要な設備及び材料を備えている。
- 5 設備・器具類の消毒方法、管理方法等を定めている。

(サービス実施に関する事項)

- 6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。
 - ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明
 - イ 作業手順
 - ウ 利用者に異常があった場合の対応
 - エ 実施したサービスの報告及び記録の保管
- 7 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。

(契約等に関する事項)

- 8 サービスの内容及び料金を記した契約書をとりかわしている。

本事業所は、上記 1～8 の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添) 削除	(別添)
	確 認 証 明 書 福祉用具賃貸サービス (○ 満たしている × 満たしていない)
	(職員に関する事項) 1 次の職員が配置されている。 ア 管理責任者 (兼務可) イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者 2 職員に対する研修の機会が確保されている。 3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。 (設備類等に関する事項等) 4 清潔で、消毒・補修済みの用具と未了のものとが区分可能な保管施設を備えている。(保管業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託している場合は不要) 5 用具の種類・材質等からみて適切な効果を有する消毒設備器材を備えている。(消毒業務を一定の基準を満たした他の事業者へ委託している場合は不要) (サービス実施に関する事項) 6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。 ア 福祉用具の選定方法 イ 福祉用具の説明方法 ウ 搬入及び回収の方法 エ アフターサービスの方法 オ 実施したサービスの報告及び記録の保管 7 医師等との連携が図れる体制が整っている。 (契約等に関する事項) 8 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしてる。 本事業所は、上記 1～8 の各事項を満たしていることを証明します。 年 月 日 事業者名 代表者氏名 印

(別添) 削除

(別添)

確 認 証 明 書

福祉用具販売サービス

(○ 満たしている × 満たしていない)

(職員に関する事項)

- 1 次の職員が配置されている。
 - ア 管理責任者（兼務可）
 - イ 福祉用具に関する専門的知識を有する者
- 2 職員に対する研修の機会が確保されている。
- 3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。

(サービス実施に関する事項)

- 4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。
 - ア 福祉用具の選定方法
 - イ 福祉用具の説明方法
 - ウ 福祉用具の使用上の助言及び納品方法
 - エ アフターサービスの方法
 - オ 実施したサービスの報告及び記録の保管
- 5 医師等との連携が図れる体制が整っている。

(契約等に関する事項)

- 6 事前に価格等について説明を行っている。

本事業所は、上記 1～6 の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別添) 削除

(別添) 確認証明書	
短期入所生活介護事業	(○ 満たしている × 満たしていない)
(職員に関する事項)	
1 次の職員が配置されている（併設施設職員の兼務可）。	
ア 管理責任者	
イ 医師（嘱託可）	
ウ 生活相談員	
エ 看護師又は准看護師	
オ 介護福祉士又は介護員	
カ 調理員（調理業務を委託する場合は、置かなくとも可）	
2 職員に対する研修の機会が確保されている。	
3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。	
(設備類等に関する事項等)	
4 次の設備を設けている。（他施設の設備を利用でき、利用者の処遇に支障がない場合は兼用可）	
居室、食堂、機能訓練室、浴室、便所、洗面所、医務室、看護・介護員室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	
5 居室の基準は次のとおりとなっている。	
ア 1室の定員は4人以下である。	
イ 利用者1人当たりの床面積は、8㎡以上である。	
ウ ナースコールが設置されている。	
(サービスの実施に関する事項)	
6 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス従事者に徹底している。	
ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明	
イ 作業手順	
ウ 利用者に異常があった場合の対応	
エ 提供したサービスの記録の保管	
7 協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。	
(契約等に関する事項)	
8 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。	

	9 サービス内容に対応した料金体系を明示している。	
	本事業所は、上記1～9の各事項を満たしていることを証明します。 年 月 日 事業者名 代表者氏名 印	

(別添) 削除

(別添)

確 認 証 明 書

日帰り介護事業

(○ 満たしている × 満たしていない)

(職員に関する事項)

1 次の職員が配置されている。

ア 管理責任者 (兼務可)

イ 生活相談員

ウ 看護師又は准看護師

エ 介護福祉士又は介護員

2 職員に対する研修の機会が確保されている。

3 職員に対して健康診断を行うなど、職員の健康状態を確認している。

(サービスの実施に関する事項)

4 以下の事項等を記したマニュアルを定め、サービス事業者に徹底している。

ア 利用者及び家族に対するサービス内容の説明

イ 作業手順

ウ 利用者に異常があった場合の対応

エ 実施したサービスの報告及び記録の保管

5 嘱託医若しくは協力医療機関を確保し、又は主治医との連携を確保している。

(契約等に関する事項)

6 サービスの内容及び料金を記した契約書を取りかわしている。

7 サービス内容に対応した料金体系を明示している。

本事業所は、上記 1 ～ 7 の各事項を満たしていることを証明します。

年 月 日

事業者名

代表者氏名

印

(別紙2)

(略)

(別紙3)

実 務 経 験 (見込) 証 明 書

番 号
年 月 日

○ ○ 県知事 殿

施設又は事業所名

第評者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(生年月日・ 年 月 日)
住 所	〒
施設又は事業所名	
業 務 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月)
うち業務に従事した日数	
業 務 内 容	

- (注) 1. 業務期間欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入すること。
2. 業務内容欄は、実務経験被証明者の本来業務について、具体的に医業、○○施設生活指導員、老人○○センター寮母等と記入すること。さらに、具体的に施設種別等（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、老人デイサービス事業、○○実施要綱の○○事業の○○等）を記入すること。
3. 法令等に基づく免許、登録、研修修了証の発行を受けている者については、当該免許等の写し添付すること。

	4. その他、本要綱に定められた規定に基づく書類を添付すること。 5. 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められているので留意されたい。 6. 見込証明でない場合は、表題の（見込）を二重線で消すこと。
--	---

(別紙3)

都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

1. 試験内容及び出題範囲

法第69条の13の別表において試験科目を規定しているが、具体的な試験内容及び出題範囲については、別表「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」によることとする。

2. 出題方式及び出題数等

(1) 出題方式

五肢複択方式とする。

(2) 出題数、試験時間等

ア. 出題数、試験時間

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10：00～12：00) ※点字受験者 (1.5倍) 180分
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 基礎 総合 福祉サービスの知識等	15問 5問 15問	※弱視等受験者 (1.3倍) 156分
合 計	60問	

イ. 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分とし、それ以降は認めない。

なお、気象状況、交通事故等により多数の受験者が定刻に出席できないときは、その状況、回復の見通し等を確認の上、試験総本部において判断すること。

ウ. 退室時間は、試験開始後30分とし、それ以前は認めない。

(別紙4)

都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

1. 試験内容及び出題範囲

法第69条の13の別表において試験科目を規定しているが、具体的な試験内容及び出題範囲については、別表「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲（以下、「出題範囲及び解答免除の範囲」とする。）」によることとする。

2. 出題方式及び出題数等

(1) 出題方式

五肢複択方式とする。

(2) 出題数、試験時間等

ア. 出題数、試験時間

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10：00～12：00) ※点字受験者 (1.5倍) 180分
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 基礎 総合 福祉サービスの知識等	15問 5問 15問	※弱視等受験者 (1.3倍) 156分
合 計	60問	

イ. 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分とし、それ以降は認めない。

なお、気象状況、交通事故等により多数の受験者が定刻に出席できないときは、その状況、回復の見通し等を確認の上、試験総本部において判断すること。

ウ. 退室時間は、試験開始後30分とし、それ以前は認めない。

3. 削除

3. 解答免除

(1) 解答免除の基本的考え方

実施要綱3の(1)のアの法定資格を有する者（以下「法定資格取得者」という。）については、当該資格試験においてその知識が確認されている分野との重複をさけるため、保健医療福祉サービス分野における当該専門にかかる事項の問題については解答を免除する。その際、当該解答免除は受験者の希望による選択免除ではなく、一律免除とする。

なお、3の(1)のア以外の者については、解答免除は行わない。

(2) 解答免除の範囲

別表「出題範囲及び解答免除の範囲」の大項目のB又はCに示すとおりとする。

(3) 解答免除対象者

<u>区分</u>	<u>養成期間</u>	<u>六年</u>	<u>四年以下</u>
<u>保健医療サービスの知識等の免除職種</u>	<u>〈甲〉</u> <u>医師、歯科医師（以下「医師等」という。）</u>		<u>〈乙〉</u> <u>薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師（以下「薬剤師等」という。）</u>
<u>福祉サービスの知識等の免除職種</u>			<u>〈丙〉</u> <u>社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士（以下「福祉士」という。）</u>

(3) 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、都道府県知事又は都道府県試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正当の場合に合格とする。

(4) 解答免除の形態及び免除問題数

免除区分	問題数	甲	乙	丙
		受験	受験	受験
介護支援分野 ・介護保険制度の基礎知識 ・要介護認定等の基礎知識 ・居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問			
保健医療福祉サービス分野				
保健医療福祉サービス分野の知識等				
基礎	15問	免除	免除	受験
総合	5問	免除	受験	受験
福祉サービスの知識等	15問	受験	受験	免除
合計（解答数）	60問	40問	45問	45問

(5) 解答免除の要件等

法定資格取得者については、当該資格の免許等の写しを実施要綱の別紙3「実務経験（見込）証明書」に添付すること。

なお、3の（3）に掲げた甲乙丙の法定資格を重複して取得している者については、当該免許等の写しを甲乙丙につき一資格ずつ添付すること。

おって、甲乙丙又は甲丙の資格を有する者は、3の（4）の医師等及び福祉士の双方の免除対象であり、乙丙の資格を有する者は、3の（4）の薬剤師等及び福祉士の双方の免除対象となるものである。

(6) 試験時間

解答免除のない者の解答時間は120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）であるが、解答免除対象者については、免除問題1問あたり2分（点字受験者は3分、弱視等受験者は2分36秒）で計算した時間を差し引くこととする。

(7) 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、都道府県知事又は登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とする。

る。

3. 試験期日

試験期日については、各都道府県または指定試験実施機関が定めた日に行うものとする。（詳細別途指示）

解答免除対象者については、保健医療福祉サービス分野において、免除問題以外の問題について別途都道府県知事又は登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答を求める。

4. 試験期日

試験期日については、各都道府県または指定試験実施機関が定めた日に行うものとする。（詳細別途指示）

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一 この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
			2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
			3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
		2. 介護保険と介護支援サービス	—	—
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
			2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
			3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
			4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲」

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目			小項目
			A	B	C	
一 この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	○			1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化
						1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとっての介護問題 6 家族にとっての介護問題 7 社会にとっての介護問題
						2 従来の制度の問題点 1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
						3 社会保険方式の意義 1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	○			4 介護保険制度創設のねらい 1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
						—
						—
						1 介護保険制度の目的等 1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
						2 被保険者及び国、都道府県の責務等 1 被保険者 2 被保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
						3 被保険者 1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
						4 保険給付の手続・種類・内容 1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			8. 短期入所生活介護方法論	1 短期入所生活介護の意義・目的	—				8. 短期入所生活介護方法論			○	1 短期入所生活介護の意義・目的	—		
				2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—								2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—		
				3 短期入所生活介護の内容・特徴	—								3 短期入所生活介護の内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—								4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—		
			9. 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	—				9. 短期入所療養介護方法論			○	1 短期入所療養介護の意義・目的	—		
				2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—								2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—		
				3 短期入所療養介護の内容・特徴	—								3 短期入所療養介護の内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—								4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—		
			10. 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—				10. 特定施設入居者生活介護方法論			○	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—		
				2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—								2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—		
				3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—								3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—								4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—		
			11. 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的	—				11. 福祉用具及び住宅改修方法論			○	1 福祉用具の意義・目的	—		
				2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—								2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—		
				3 福祉用具の内容・特徴	—								3 福祉用具の内容・特徴	—		
				4 介護支援サービスと福祉用具	—								4 介護支援サービスと福祉用具	—		
				5 住宅改修の意義・目的	—								5 住宅改修の意義・目的	—		
				6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—								6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—		
				7 住宅改修の内容・特徴	—								7 住宅改修の内容・特徴	—		
				8 介護支援サービスと住宅改修	—								8 介護支援サービスと住宅改修	—		
	6. 高齢者支援展開論 （地域密着型サービス事業各論）	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—					6. 高齢者支援展開論 （地域密着型サービス事業各論）	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論		○	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—		
			2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—									2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—		
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—									3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—		
		2. 夜間対応型訪問介護方法論	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—					2. 夜間対応型訪問介護方法論			○	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—		
			2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—									2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—		
			3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—									3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—		
		3. 認知症対応型通所介護方法論	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—					3. 認知症対応型通所介護方法論			○	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—		
			2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—									2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—		
			3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—									3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—		
		4. 小規模多機能型居宅介護方法論	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—					4. 小規模多機能型居宅介護方法論			○	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—		
			2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—									2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—		
			3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—									3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—		
		5. 認知症対応型共同生活介護方法論	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—					5. 認知症対応型共同生活介護方法論			○	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		
			2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—									2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—		
			3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—									3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—		
		6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—					6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論			○	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—		
			2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—									2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—		

		地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	○	3	地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—					
			1						地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—					
			2						地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—					
			3						地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—					
		8. 複合型サービス方法論	1			複合型サービスの意義・目的	—	8. 複合型サービス方法論	○	1	複合型サービスの意義・目的	—			
			2			複合型サービスの利用者の特性	—				2	複合型サービスの利用者の特性	—		
			3			複合型サービスの内容・特徴	—				3	複合型サービスの内容・特徴	—		
		高齢者支援展開論 7.（介護予防サービス事業各論）	1. 介護予防訪問介護方法論			1	介護予防訪問介護の意義・目的	—	1. 介護予防訪問介護方法論		○	1	介護予防訪問介護の意義・目的	—	
						2	介護予防訪問介護サービス利用者の特性	—					2	介護予防訪問介護サービス利用者の特性	—
						3	介護予防訪問介護の内容・特徴	—					3	介護予防訪問介護の内容・特徴	—
	4				介護予防支援サービスと介護予防訪問介護	—	4	介護予防支援サービスと介護予防訪問介護					—		
	2. 介護予防訪問入浴介護方法論		1		介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—	2. 介護予防訪問入浴介護方法論		○	1	介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—			
			2		介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—					2	介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—		
			3		介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—					3	介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—		
			4		介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—					4	介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—		
	3. 介護予防訪問看護方法論		1		介護予防訪問看護の意義・目的	—	3. 介護予防訪問看護方法論		○	1	介護予防訪問看護の意義・目的	—			
			2		介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—					2	介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—		
			3		介護予防訪問看護の内容・特徴	—					3	介護予防訪問看護の内容・特徴	—		
			4		介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—					4	介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—		
	4. 介護予防訪問リハビリテーション方法論		1		介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—	4. 介護予防訪問リハビリテーション方法論		○	1	介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—			
			2		介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—					2	介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—		
			3		介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—					3	介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—		
			4		介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—					4	介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—		
	5. 介護予防居宅療養管理指導方法論		1		医学的管理サービスの意義・目的	—	5. 介護予防居宅療養管理指導方法論		○	1	医学的管理サービスの意義・目的	—			
			2		医学的管理サービス利用者の特性	—					2	医学的管理サービス利用者の特性	—		
			3		介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—					3	介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—		
			4		口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—					4	口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—		
			5		口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—					5	口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—		
			6		介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—					6	介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—		
			7		薬剤管理指導の意義・目的	—					7	薬剤管理指導の意義・目的	—		
			8		薬剤管理指導利用者の特性	—					8	薬剤管理指導利用者の特性	—		
			9		介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—					9	介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—		
	6. 介護予防通所介護方法論		1		介護予防通所介護の意義・目的	—	6. 介護予防通所介護方法論		○	1	介護予防通所介護の意義・目的	—			
			2		介護予防通所介護サービス利用者の特性	—					2	介護予防通所介護サービス利用者の特性	—		
		3	介護予防通所介護の内容・特徴		—	3					介護予防通所介護の内容・特徴	—			
		4	介護予防支援サービスと介護予防通所介護		—	4					介護予防支援サービスと介護予防通所介護	—			
	7. 介護予防通所リハビリテーション方法論	1	介護予防通所リハビリテーションの意義・目的		—	7. 介護予防通所リハビリテーション方法論	○	1	介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—					

			2	介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—				2	介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3	介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—				3	介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
			4	介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—				4	介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
			8. 介護予防短期入所生活介護方法論	1	介護予防短期入所生活介護の意義・目的				—	○	1
		2		介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—			2	介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性		—
		3		介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—			3	介護予防短期入所生活介護の内容・特徴		—
		4		介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—			4	介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護		—
		9. 介護予防短期入所療養介護方法論	1	介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—			○	1	介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
			2	介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—				2	介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3	介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—				3	介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4	介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—				4	介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
		10. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1	介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—			○	1	介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2	介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—				2	介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
			3	介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—				3	介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
			4	介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—				4	介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—
		11. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1	介護予防福祉用具の意義・目的	—			○	1	介護予防福祉用具の意義・目的	—
	2		介護予防福祉用具利用者の特性 および介護予防福祉用具の機能、使用法	—	2		介護予防福祉用具利用者の特性 および介護予防福祉用具の機能、使用法		—		
	3		介護予防福祉用具の内容・特徴	—	3		介護予防福祉用具の内容・特徴		—		
	4		介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—	4		介護予防支援サービスと介護予防福祉用具		—		
	5		介護予防住宅改修の意義・目的	—	5		介護予防住宅改修の意義・目的		—		
	6		介護予防住宅改修利用者の特性 および介護予防住宅改修の機能、使用法	—	6		介護予防住宅改修利用者の特性 および介護予防住宅改修の機能、使用法		—		
	7		介護予防住宅改修の内容・特徴	—	7		介護予防住宅改修の内容・特徴		—		
	8		介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—	8		介護予防支援サービスと介護予防住宅改修		—		
8. 高齢者支援展開論 （地域密着型介護 予防サービス事業 各論）	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1	介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—	8. 高齢者支援展開論 （地域密着型介護 予防サービス事業 各論）	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1	介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—		
		2	介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—			2	介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—		
		3	介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—			3	介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—		
	2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1	介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—		○	1	介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—		
		2	介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—			2	介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—		
		3	介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—			3	介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—		
	3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1	介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		○	1	介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—		
		2	介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—			2	介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—		
		3	介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—			3	介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—		
	9. 高齢者支援展開論 （介護保険施設各 論）	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1	指定介護老人福祉施設の意義・目的		—	9. 高齢者支援展開論 （介護保険施設各 論）	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1	指定介護老人福祉施設の意義・目的	—
2			指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—	2	指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性			—		
3			指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—	3	指定介護老人福祉施設の内容・特徴			—		

(別紙4)

(略)

(別紙5)

都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験事務規程

第一章 総則

(趣旨)

第一条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項にいう介護支援専門員の実務研修受講試験の実施は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号老健局長通知）の別添により行われているところであるが、試験事務については、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するため、この介護支援専門員実務研修受講試験事務規程により、必要な事項を定める。

(試験事務の基本方針)

第二条 試験事務は、この試験事務規程により実施する。

2 試験事務は、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するものとする。

3 試験は、年1回以上実施する。

(試験日)

第三条 試験日は厚生労働省と各都道府県で調整した日とする。

(試験実施機関と都道府県の関係)

第四条 都道府県知事は試験の実施に関する事務の一部又は全てを、当該指定試験実施機関に行わせることができる。

(登録試験問題作成機関と都道府県の関係)

第五条 都道府県知事は、試験の実施に関する事務のうち試験問題の作成及び合格基準の設定に関する事務を、厚生労働大臣の登録を受けた試験問題作成機関（以下「登録試験問題作成機関」という。）との委託契約書に基づき、当該登録試験問題作成機関に行わせることができる。

(試験実施予定日時等の広報)

第六条 都道府県知事又は都道府県知事の指定を受けた者は、試験実施予定日時、場所その他必要な事項をあらかじめ広報等を通じて公表する。

第二章 受験申込書の受付等

(受験申込書の受付)

第七条 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）は、

	あらかじめ公表された提出期間内に提出されたものに限り、受け付けるものとする。 (確認等) 第八条 受験申込書は、都道府県知事が定めた所定の事項を確認した後、受け付けるものとする。 2 前項の場合において、受験申込書又は添付書面に不備な点を認めたときは、補正させるものとし、補正の余地が無いとき又は受験資格を有していないと認めたときは、受理できない理由を付して、受験申込書及び添付書面並びに受験手数料を受験申込者に返還するものとする。この場合において、受験手数料の返還に要する実費は負担しない。 (受験票の送付) 第九条 受験申込書を受理したときは、受験票に受験番号その他必要な事項を記入し、速やかに受験申込者に送付するものとする。 (試験問題の運搬、保管) 第十条 試験問題の運搬、保管等は都道府県知事が定めるところにより、確実に秘密を保持することができる方法により行う。 第三章 試験の実施等 (試験会場における準備等) 第十一条 試験を実施する場所（以下「試験会場」という。）において行う必要な準備は、試験の日の前日までに行うものとする。 (試験本部) 第十二条 試験の実施に当たっては、都道府県に総括管理を行う試験総本部を設置するとともに、各試験会場ごとに試験本部を設置し、その試験会場における試験の実施を管理させる。 (試験監督員) 第十三条 試験の実施に当たっては、試験会場の試験室ごとに主任試験監督員及び試験を円滑に行うために必要な数の試験監督員を配置するものとする。 (試験本部の組織等) 第十四条 前2条に定めるもののほか、試験本部の組織、主任試験監督員及び試験監督員の職務等について必要な事項は、別に都道府県知事が定める。 (試験開始時刻)
--	---

	第十五条 試験開始時刻は全国で統一し、10時とする。拡大文字受験者、点字受験者についても同様の扱いとする。 (開始時刻の変更) 第十六条 電車等の遅れがあった場合の開始時刻の変更については、都道府県に設置された試験総本部の判断に基づき行うものとする。 2 状況については、最寄りの駅、警察署（交通課）に照会する等により、できるだけ正確な状況把握に努めること。 3 状況を把握した結果、相当数の遅刻者が確認される場合には、試験総本部の指示のもとに、当該試験会場のみ開始時刻を繰り下げるものとする。 4 前項の場合において、状況の変化、出席者数の増加等事態が改善された場合には、試験本部に連絡・協議の上、繰下時間の短縮等、試験の早期開始に配慮するものとする。 (遅刻者の取扱い) 第十七条 遅刻者の入室許可は試験開始後30分までとし、それ以降は認めないものとする。 2 試験開始時刻を繰り下げた場合において、遅刻者には十分配慮するものとし、通常、開始後30分まで認めている入室を、状況により開始後40分まで認めるものとする。 (中途退出許可) 第十八条 受験者の中途退出許可は、試験開始後30分経過後とする。 2 試験開始時刻を繰り下げた場合については、受験者の中途退出許可は、試験開始後40分経過後とする。 (携帯電話等の取扱い) 第十九条 試験会場では、携帯電話等の通信機器の持込を禁止する。なお、やむを得ず持ち込んだ場合には、試験中は携帯電話等の電源を切り、鞆等にしまっておくものとし、携帯電話等を時計として使用することも禁止する。 (身体障害者等への対応について) 第二十条 身体障害者等への対応については、「介護支援専門員実務研修受講試験に係る身体障害者等に対する受験の特別措置の取り扱いについて」（平成11年4月2日老企発第13号老人保健福祉局企画課長通知）により行うものとする。 (試験問題の持ち帰り) 第二十一条 試験問題は持ち帰ることができる。
--	---

	第四章 合否の決定等 (答案データの提出) 第二十二条 試験問題作成事務を委託している都道府県の試験責任者は、試験終了後速やかに答案データを登録試験問題作成機関に提出するものとする。 (答案の採点) 第二十三条 試験の採点は、確実な方法により行うこと。 (合格基準及び合否の決定) 第二十四条 試験の合否の決定は、別途都道府県又は登録試験問題作成機関が設定する合格基準に基づき、都道府県知事が決定する。 2 都道府県知事は、試験中に不正行為があった場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。 (帳簿への記載) 第二十五条 試験の合否を決定したときは、あらかじめ準備した受験者成績台帳に採点の結果及び合否を記録するものとする。 第五章 合否通知 (合否の発表期日) 第二十六条 合否の発表期日は厚生労働省と各都道府県で調整した日とする。 (合否の通知) 第二十七条 試験受験者に対して合否の通知を行う。 第六章 受験手数料 (受験手数料の収納) 第二十八条 受験申込者が納付する受験手数料の収納方法は、別に都道府県知事及び都道府県知事の指定を受けた者が定めるところにより行う。 第七章 雑則 (秘密の保持) 第二十九条 試験事務を行う役員又は職員若しくはこれらの職にあった者は、試験問題、採点方法を漏らしてはならない。 (帳簿及び書類の保存期間) 第三十条 次の各号に掲げる帳簿及び書類の保存期間は、別に都道府県知事が定める。
--	--

	(1) 受験成績台帳 (2) 受験申込書及び添付書類 (3) 答案 (4) その他の帳簿及び書類 (帳簿及び書類の保存方法等) 第三十一条 帳簿及び書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。 2 帳簿及び書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。 (試験事務実施の細則) 第三十二条 この試験事務規程に定めるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項は、都道府県知事及び指定試験実施機関が定める。
--	---

(別添)

介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱

1. 目的

本事業は、介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定等、居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するための試験を実施することにより、全国的に介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。

2. 実施主体

介護支援専門員実務研修受講試験（以下「試験」という。）の実施主体は、都道府県とする。

なお、試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務（以下「試験問題作成事務」という。）を厚生労働大臣の登録を受けた法人（以下、「登録試験問題作成機関」という。）に委託することができる。また、都道府県知事は試験の実施に関する事務のうち、試験問題作成事務以外の事務について、都道府県知事が指定する法人（以下「指定試験実施機関」という。）に行わせることができる。

3. 対象者

(1) 対象者

ア及びイの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である者とする。

ア. 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

イ. 別に定める相談援助に従事する者（別紙1）が、当該業務に従事した期間

(2) 対象者の範囲の具体的判断

対象者の具体的な判断については、(1)に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれないこと。

4. 実務経験

(1) 実務経験の確認方法

ア. 実務経験の確認方法については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験証明書（別紙2）により確認を行うこととする。

なお、実務経験証明書は受験申込書に添えて提出することとし、見込証明となる者については、改めて実務経験証明書を提出させ確認すること。

また、この実務経験証明書が試験実施者が定める期日までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、実務研修受講試験は無効とすること。

イ. 3の(1)のアの国家資格者等については免許等の写しを実務経験証明書に添付すること。

ウ. 証明者と本人が同一の場合については、本人が発行した実務経験証明書に併せて開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出させ、確認すること。

なお、社会福祉士や介護福祉士のようにその業務を行うに当たり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌も証明書類として認められること。

エ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。

オ. その他、施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、実務経験の有無を確認する方法等であっても差し支えないものとする。

(2) 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていること。

(3) 実務経験期間の日換算については、1日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなすものとする。

5. 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができないので留意すること。

ア. 成年被後見人又は被保佐人

イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ. この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ. 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

オ. 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

カ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者

キ. 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

6. 試験の受験地は、受験申込書を提出する時点における3の（1）のア及びイの業務に従事している勤務地の属する都道府県とし、（1）の業務に従事している勤務地がない場合は住所地の属する都道府県とする。

なお、複数都道府県で受験を行うことはできないこととする。

7. 試験実施方法については、別紙3「都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領」によるものとする。

8. 試験事務内容

都道府県及び都道府県知事が指定した法人が実施する試験事務内容（試験問題の作成及び合格基準の設定を除く。）については次のとおりである。詳細については、別紙5「都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験事務規程」によるものとする。

- （1）試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報等
- （2）受験申込書の受付、確認、受験票の送付等
- （3）試験問題の保管・管理
- （4）試験の実施
- （5）答案の採点
- （6）合否の決定
- （7）合否の通知

(8) その他試験について、1の目的を達成するために必要な事務

9. 試験回数

試験実施回数については、年1回以上実施すること。

10. 合格の取り消し

試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。

(別紙 1)

別に定める相談援助業務に従事する者の範囲は次のとおりとする。

次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号に規定する生活相談員
- (2) 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1号に規定する生活相談員
- (3) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号に規定する生活相談員
- (4) 介護保険法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項に規定する生活相談員
- (5) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人保健施設にあっては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項に規定する支援相談員
- (6) 介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号に規定する生活相談員
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する相談支援専門員
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する相談支援専門員
- (9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項に規定する生活困窮者

自立相談支援事業にあつては、別に定める者

(別紙2)

実 務 経 験 (見 込) 証 明 書	
〇 〇 県知事 殿	
施設又は事業所名 代表者氏名	
番 年 月 号 日	
印	
下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。	
氏 名	(生年月日・ 年 月 日)
住 所	〒
施設又は事業所名	
業 務 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 月)
うち業務に従事した日数	日
業 務 内 容	

- (注) 1. 業務期間欄は、実務経験被証明者が要援護者に対する対人の直接的な援助を行っていた期間を記入すること。
2. 業務内容欄は、実務経験被証明者の本来業務について、具体的に医業、〇〇施設生活指導員、老人〇〇センター寮母等と記入すること。さらに、具体的に施設種別等（特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設、老人デイサービス事業、〇〇実施要綱の〇〇事業の〇〇等）を記入すること。
3. 法令等に基づく免許、登録、研修修了証の発行を受けている者については、当該免許等の写し添付すること。
4. その他、本要綱に定められた規定に基づく書類を添付すること。
5. 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の39第1項第2号により不正の手段により登録を受けた場合は、介護支援専門員の登録を消除する旨の規定が定められているので留意されたい。
6. 見込証明でない場合は、表題の（見込）を二重線で消すこと。

(別紙3)

都道府県介護支援専門員実務研修受講試験実施要領

1. 試験内容及び出題範囲

法第69条の13の別表において試験科目を規定しているが、具体的な試験内容及び出題範囲については、別表「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」によることとする。

2. 出題方式及び出題数等

(1) 出題方式

五肢複択方式とする。

(2) 出題数、試験時間等

ア. 出題数、試験時間

区 分	問題数	試験時間
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10:00~12:00) ※点字受験者 (1.5倍)
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等 基礎 総合 福祉サービスの知識等	15問 5問 15問	180分 ※弱視等受験者 (1.3倍) 156分
合 計	60問	

イ. 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分とし、それ以降は認めない。

なお、気象状況、交通事故等により多数の受験者が定刻に出席できないときは、その状況、回復の見通し等を確認の上、試験総本部において判断すること。

ウ. 退室時間は、試験開始後30分とし、それ以前は認めない。

(3) 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、都道府県知

事又は登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とする。

3. 試験期日

試験期日については、各都道府県または指定試験実施機関が定めた日に行うものとする。（詳細別途指示）

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
一 この法律その他関係法令に関する科目	1. 基本視点	1. 介護保険制度導入の背景	1 高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1 長寿・高齢化の進展 2 高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3 介護の長期化・重度化 4 家族の介護機能の低下 5 個人の人生にとつての介護問題 6 家族にとつての介護問題 7 社会にとつての介護問題
			2 従来の制度の問題点	1 老人福祉制度 2 老人医療制度 3 制度間の不整合
			3 社会保険方式の意義	1 我が国の社会保障制度のあり方 2 給付と負担の関係の明確性 3 利用者の選択の尊重
			4 介護保険制度創設のねらい	1 介護という新たな課題への対応 2 効率的、公平な制度の創設 3 サービス利用者の立場に立った制度体系 4 民間活力の活用 5 高齢者の被保険者としての位置づけ
		2. 介護保険と介護支援サービス	—	—
	2. 介護保険制度論	1. 介護保険制度論	1 介護保険制度の目的等	1 社会保障、社会保険、介護保険の体系 2 医療保障の体系 3 高齢者の保健・医療・福祉の体系 4 介護保険制度の目的 5 保険事故と保険給付の基本的理念 6 国民の努力および義務
			2 保険者及び国、都道府県の責務等	1 保険者 2 保険者の事務 3 介護保険の会計 4 条例 5 国の責務、事務 6 都道府県の責務、事務 7 医療保険者および年金保険者の事務 8 審議会
			3 被保険者	1 被保険者の概念 2 強制適用 3 被保険者の資格要件 4 住所認定の基準 5 適用除外 6 資格取得の時期 7 資格喪失の時期 8 届出 9 住所地特例 10 被保険者証
			4 保険給付の手続・種類・内容	1 要介護認定および要支援認定 2 要介護認定等の手続 3 介護認定審査会 4 保険給付通則 5 保険給付の種類 6 保険給付の内容 7 介護報酬 8 支給限度額 9 現物給付 10 審査・支払い 11 利用者負担 12 保険給付の制限

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			5 事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1 指定居宅サービス事業者 2 指定居宅介護支援事業者 3 介護支援専門員 4 指定介護予防サービス事業者 5 指定介護予防支援事業者 6 指定地域密着型サービス事業者 7 指定地域密着型介護予防サービス事業者 8 基準該当サービスの事業者 9 離島等における相当サービスの事業者 10 介護保険施設
			6 介護保険事業計画	1 基本指針 2 老人保健福祉計画、医療計画との関係 3 市町村介護保険事業計画 4 都道府県介護保険事業支援計画
			7 保険財政	1 財政構造 2 事務費 3 その他の補助 4 第1号被保険者に係る保険料 5 介護給付費交付金および介護給付費納付金 6 第2号被保険者に係る保険料 7 支払基金の業務
			8 財政安定化基金等	1 財政安定化基金事業 2 市町村相互財政安定化事業
			9 地域支援事業	1 介護予防・日常生活支援総合事業等 2 包括的支援事業 3 その他の事業 4 財源構成
			10 介護サービス情報の公表	1 介護サービス情報の公表の内容 2 指定調査機関 3 指定情報公表センター
			11 国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1 審査・支払い 2 給付費審査委員会 3 苦情処理等の業務 4 第三者行為求償事務 5 その他の業務
			12 審査請求	1 概説 2 審査請求ができる事項 3 介護保険審査会 4 委員 5 審理裁決を扱う合議体 6 専門調査員 7 訴訟との関係
			13 雑則	1 報告の徴収等 2 先取特権の順位 3 時効等 4 資料の提供等
			14 検討規定(附則)	—
二	居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3. ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論	1 介護保険制度におけるケアマネジメント 2 介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3 介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス
				1 ケアマネジメントの基本的理念、意義等 2 要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 3 自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 4 家族(介護者)への支援の必要性 5 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
				5 サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6 適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7 保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点
			3 介護支援専門員の基本姿勢	—
			4 介護支援専門員の役割・機能	1 利用者本位の徹底 2 チームアプローチの実施－総合的判断と協働 3 居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4 サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5 信頼関係の構築 6 社会資源の開発
			5 ケアマネジメントの記録	—
		2. 介護支援サービス方法論	1 居宅介護支援サービスの開始過程	—
			2 居宅サービス計画作成のための課題分析	—
			3 居宅サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	—
		3. 介護予防支援サービス方法論	1 介護予防支援サービスの開始過程	—
			2 介護予防サービス計画作成のための課題分析	—
			3 介護予防サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	—
		4. 施設介護支援サービス方法論	1 施設介護支援サービスの開始過程	—
			2 施設サービス計画作成のための課題分析	—
			3 施設サービス計画作成指針	—
			4 モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	—
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4. 高齢者支援展開論(高齢者介護総論)	1. 総論 I 医学編	1 高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1 高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2 高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴 3 高齢者に多くみられる各種の疾患
			2 バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1 全身の観察とバイタルサイン 2 バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント
			3 検査の意義およびその結果の把握、患者指導	1 検査値の変動について 2 検査各論
			4 介護技術の展開	1 身体介護と家事援助の関連 2 食事の介護 3 排泄および失禁の介護

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
				4 褥瘡への対応 5 睡眠の介護 6 清潔の介護 7 口腔のケア
			5 ケアにおけるリハビリテーション	1 リハビリテーションの考え方 2 リハビリテーションの基礎知識 3 リハビリテーションの実際(訓練と援助の実際)
			6 認知症高齢者の介護	1 老人性認知症の特徴、病態 2 認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス
			7 精神に障害のある場合の介護	1 高齢者の精神障害 2 精神に障害のある高齢者の介護
			8 医学的診断・治療内容・予後の理解	1 医学的診断の理解 2 治療内容の理解 3 予後の理解
			9 現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1 現状の医学的問題のとりえ方 2 起こりうる合併症の理解 3 医師、歯科医師への連絡・情報交換
			10 栄養・食生活からの支援・介護	1 人間らしい栄養・食生活とは 2 栄養・食生活からの介護の手順 3 望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等
			11 呼吸管理、その他の在宅医療管理	1 呼吸管理の考え方 2 その他の在宅医療管理
			12 感染症の予防	1 感染症の種類と特徴 2 起こりやすい感染症の予防と看護・介護
			13 医療器具を装着している場合の留意点	1 在宅酸素療法(HOT) 2 気管内挿管 3 人工呼吸器 4 腹膜透析 5 在宅中心静脈栄養法 6 内視鏡的胃瘻増設術(PEG) 7 ペースメーカー
			14 急変時の対応	1 高齢者救急疾患の病態上の特徴 2 主な急変時の対応 3 在宅看護・介護で遭遇しやすい急変
			15 健康増進・疾病障害の予防	1 基本理念 2 生活習慣病の予防 3 がん 4 循環器疾患 5 糖尿病 6 骨粗しょう症 7 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)
		2. 総論Ⅱ 福祉編	1 基礎相談・面接技術	1 基本姿勢 2 コミュニケーションの知識と技術 3 インテークワーク技術 4 隠されたニーズの発見
			2 ソーシャルワークとケアマネジメント(介護支援サービス)	—
			3 ソーシャルワーク(社会福祉専門援助技術)の概要	1 個別援助技術(ソーシャルケースワーク) 2 集団援助技術(ソーシャルグループワーク) 3 地域援助技術(コミュニティワーク)
			4 接近困難事例への対応	1 援助困難事例への対応 2 接近困難事例と問題状況の分類 3 接近困難事例の理解とアプローチ

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		3. 総論Ⅲ 臨死編	1 チームアプローチの必要性および各職種の役割	—
			2 高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1 事例の概要 2 在宅での看取りの成立条件 3 在宅ホスピスにおける症状緩和 4 死の教育 5 在宅ホスピスとQOL
			3 死亡診断	1 死亡に医師が立ち会っているとき 2 医師が立ち会っていないとき 3 精神面からみたターミナルケア
	5. 高齢者支援展開論 (居宅サービス事業各論)	1. 訪問介護方法論	1 訪問介護の意義・目的	—
			2 訪問介護サービス利用者の特性	—
			3 訪問介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問介護	—
		2. 訪問入浴介護方法論	1 訪問入浴介護の意義・目的	—
			2 訪問入浴介護利用者の特性	—
			3 訪問入浴介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問入浴介護	—
		3. 訪問看護方法論	1 訪問看護の意義・目的	—
			2 訪問看護サービス利用者の特性	—
			3 訪問看護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問看護	—
		4. 訪問リハビリテーション方法論	1 訪問リハビリテーションの意義・目的	—
			2 訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと訪問リハビリテーション	—
		5. 居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
			2 医学的管理サービス利用者の特性	—
			3 介護支援サービスと医学的管理サービス	—
			4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
			5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
			6 介護支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
			7 薬剤管理指導の意義・目的	—
			8 薬剤管理指導利用者の特性	—
			9 介護支援サービスと薬剤管理指導	—
		6. 通所介護方法論	1 通所介護の意義・目的	—
			2 通所介護サービス利用者の特性	—
			3 通所介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと通所介護	—
		7. 通所リハビリテーション方法論	1 通所リハビリテーションの意義・目的	—
			2 通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 通所リハビリテーションの内容・特徴	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			4 介護支援サービスと通所リハビリテーション	—
		8. 短期入所生活介護方法論	1 短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
			3 短期入所生活介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと短期入所生活介護	—
		9. 短期入所療養介護方法論	1 短期入所療養介護の意義・目的	—
			2 短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3 短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと短期入所療養介護	—
		10. 特定施設入居者生活介護方法論	1 特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
			3 特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと特定施設入居者生活介護	—
		11. 福祉用具及び住宅改修方法論	1 福祉用具の意義・目的	—
			2 福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法	—
			3 福祉用具の内容・特徴	—
			4 介護支援サービスと福祉用具	—
			5 住宅改修の意義・目的	—
			6 住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法	—
			7 住宅改修の内容・特徴	—
			8 介護支援サービスと住宅改修	—
	6. 高齢者支援展開論（地域密着型サービス事業各論）	1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	—
			2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性	—
			3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴	—
		2. 夜間対応型訪問介護方法論	1 夜間対応型訪問介護の意義・目的	—
			2 夜間対応型訪問介護の利用者の特性	—
			3 夜間対応型訪問介護の内容・特徴	—
		3. 認知症対応型通所介護方法論	1 認知症対応型通所介護の意義・目的	—
			2 認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
			3 認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
		4. 小規模多機能型居宅介護方法論	1 小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
			2 小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
			3 小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
		5. 認知症対応型共同生活介護方法論	1 認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
			2 認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
			3 認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
		6. 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1 地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性	—
			3 地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
		7. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	1 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	—
			2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性	—
			3 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴	—
		8. 複合型サービス方法論	1 複合型サービスの意義・目的	—
			2 複合型サービスの利用者の特性	—
			3 複合型サービスの内容・特徴	—
	7. 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1. 介護予防訪問介護方法論	1 介護予防訪問介護の意義・目的	—
			2 介護予防訪問介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防訪問介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問介護	—
		2. 介護予防訪問入浴介護方法論	1 介護予防訪問入浴介護の意義・目的	—
			2 介護予防訪問入浴介護利用者の特性	—
			3 介護予防訪問入浴介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護	—
		3. 介護予防訪問看護方法論	1 介護予防訪問看護の意義・目的	—
			2 介護予防訪問看護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防訪問看護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問看護	—
		4. 介護予防訪問リハビリテーション方法論	1 介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	—
			2 介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション	—
		5. 介護予防居宅療養管理指導方法論	1 医学的管理サービスの意義・目的	—
			2 医学的管理サービス利用者の特性	—
			3 介護予防支援サービスと医学的管理サービス	—
			4 口腔管理—歯科衛生指導の意義・目的	—
			5 口腔管理—歯科衛生指導利用者の特性	—
			6 介護予防支援サービスと口腔管理—歯科衛生指導	—
			7 薬剤管理指導の意義・目的	—
			8 薬剤管理指導利用者の特性	—
			9 介護予防支援サービスと薬剤管理指導	—
		6. 介護予防通所介護方法論	1 介護予防通所介護の意義・目的	—
			2 介護予防通所介護サービス利用者の特性	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
			3 介護予防通所介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所介護	—
		7. 介護予防通所リハビリテーション方法論	1 介護予防通所リハビリテーションの意義・目的	—
			2 介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性	—
			3 介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション	—
		8. 介護予防短期入所生活介護方法論	1 介護予防短期入所生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所生活介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護	—
		9. 介護予防短期入所療養介護方法論	1 介護予防短期入所療養介護の意義・目的	—
			2 介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防短期入所療養介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護	—
		10. 介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1 介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性	—
			3 介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護	—
		11. 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1 介護予防福祉用具の意義・目的	—
			2 介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法	—
			3 介護予防福祉用具の内容・特徴	—
			4 介護予防支援サービスと介護予防福祉用具	—
			5 介護予防住宅改修の意義・目的	—
			6 介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法	—
			7 介護予防住宅改修の内容・特徴	—
			8 介護予防支援サービスと介護予防住宅改修	—
	8. 高齢者支援展開論（地域密着型介護予防サービス事業各論）	1. 介護予防認知症対応型通所介護方法論	1 介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的	—
			2 介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性	—
			3 介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴	—
		2. 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1 介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的	—
			2 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性	—
			3 介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴	—
		3. 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1 介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的	—
			2 介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性	—
			3 介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴	—

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目			
	9. 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1. 指定介護老人福祉施設サービス方法論	1 指定介護老人福祉施設の意義・目的	—			
			2 指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性	—			
			3 指定介護老人福祉施設の内容・特徴	—			
		2. 介護老人保健施設サービス方法論	1 介護老人保健施設の意義・目的	—			
			2 介護老人保健施設サービス利用者の特性	—			
			3 指定介護老人保健施設の内容・特徴	—			
		3. 指定介護療養型医療施設サービス方法論	1 指定介護療養型医療施設の意義・目的	—			
			2 指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性	—			
			3 指定介護療養型医療施設の内容・特徴	—			
			4 老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的	—			
			5 老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性	—			
			6 老人性認知症疾患療養病棟の特徴・内容	—			
	10. 高齢者支援展開論 (社会資源活用論)	1. 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	1 自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性	—			
			2 社会資源間での機能や役割の相連	—			
			3 フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性	—			
	四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11. 要介護・要支援認定特論	1. 要介護認定の流れ	1 要介護認定基準について	—		
				2 認定調査	—		
				3 主治医意見書	—		
4 一次判定の概略				—			
5 介護認定審査会における二次判定の概略				—			
2. 一次判定の仕組み			1 要介護認定等基準時間の推計の考え方	—			
			2 要介護認定等基準時間の算出方法	—			
3. 二次判定の仕組み			1 二次判定の基本的な方法	—			
			2 介護認定審査会における審査・判定の手順	—			
			3 二次判定のポイント	—			
			(注)この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。				

(別紙 4)

都道府県等介護支援専門員実務研修受講試験事務規程

第一章 総則

(趣旨)

第一条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項にいう介護支援専門員の実務研修受講試験の実施は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号老健局長通知）の別添により行われているところであるが、試験事務については、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するため、この介護支援専門員実務研修受講試験事務規程により、必要な事項を定める。

(試験事務の基本方針)

第二条 試験事務は、この試験事務規程により実施する。

2 試験事務は、その重要性に鑑み、適正、確実、かつ、公正に実施するものとする。

3 試験は、年1回以上実施する。

(試験日)

第三条 試験日は厚生労働省と各都道府県で調整した日とする。

(試験実施機関と都道府県の関係)

第四条 都道府県知事は試験の実施に関する事務の一部又は全てを、当該指定試験実施機関に行わせることができる。

(登録試験問題作成機関と都道府県の関係)

第五条 都道府県知事は、試験の実施に関する事務のうち試験問題の作成及び合格基準の設定に関する事務を、厚生労働大臣の登録を受けた試験問題作成機関（以下「登録試験問題作成機関」という。）との委託契約書に基づき、当該登録試験問題作成機関に行わせることができる。

(試験実施予定日時等の広報)

第六条 都道府県知事又は都道府県知事の指定を受けた者は、試験実施予定日時、場所その他必要な事項をあらかじめ広報等を通じて公表する。

第二章 受験申込書の受付等

(受験申込書の受付)

第七条 介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）は、あらかじめ公表された提出期間内に提出されたものに限り、受け付けるものとする。

(確認等)

第八条 受験申込書は、都道府県知事が定めた所定の事項を確認した後、受け付けるものとする。

2 前項の場合において、受験申込書又は添付書面に不備な点を認めたときは、補正させるものとし、補正の余地が無いとき又は受験資格を有していないと認めたときは、受理できない理由を付して、受験申込書及び添付書面並びに受験手数料を受験申込者に返還するものとする。この場合において、受験手数料の返還に要する実費は負担しない。

(受験票の送付)

第九条 受験申込書を受理したときは、受験票に受験番号その他必要な事項を記入し、速やかに受験申込者に送付するものとする。

(試験問題の運搬、保管)

第十条 試験問題の運搬、保管等は都道府県知事が定めるところにより、確実に秘密を保持することができる方法により行う。

第三章 試験の実施等

(試験会場における準備等)

第十一条 試験を実施する場所（以下「試験会場」という。）において行う必要な準備は、試験の日の前日までに行うものとする。

(試験本部)

第十二条 試験の実施に当たっては、都道府県に総括管理を行う試験総本部を設置するとともに、各試験会場ごとに試験本部を設置し、その試験会場における試験の実施を管理させる。

(試験監督員)

第十三条 試験の実施に当たっては、試験会場の試験室ごとに主任試験監督員及び試験を円滑に行うために必要な数の試験監督員を配置するものとする。

(試験本部の組織等)

第十四条 前2条に定めるもののほか、試験本部の組織、主任試験監督員及び試験監督員の職務等について必要な事項は、別に都道府県知事が定める。

(試験開始時刻)

第十五条 試験開始時刻は全国で統一し、10時とする。拡大文字受験者、点字受験者についても同様の扱いとする。

(開始時刻の変更)

第十六条 電車等の遅れがあった場合の開始時刻の変更については、都道府県に設置され

た試験総本部の判断に基づき行うものとする。

- 2 状況については、最寄りの駅、警察署（交通課）に照会する等により、できるだけ正確な状況把握に努めること。
- 3 状況を把握した結果、相当数の遅刻者が確認される場合には、試験総本部の指示のもとに、当該試験会場のみ開始時刻を繰り下げるものとする。
- 4 前項の場合において、状況の変化、出席者数の増加等事態が改善された場合には、試験本部に連絡・協議の上、繰下時間の短縮等、試験の早期開始に配慮するものとする。

（遅刻者の取扱い）

第十七条 遅刻者の入室許可は試験開始後30分までとし、それ以降は認めないものとする。

- 2 試験開始時刻を繰り下げた場合において、遅刻者には十分配慮するものとし、通常、開始後30分まで認めている入室を、状況により開始後40分まで認めるものとする。

（中途退出許可）

第十八条 受験者の中途退出許可は、試験開始後30分経過後とする。

- 2 試験開始時刻を繰り下げた場合については、受験者の中途退出許可は、試験開始後40分経過後とする。

（携帯電話等の取扱い）

第十九条 試験会場では、携帯電話等の通信機器の持込を禁止する。なお、やむを得ず持ち込んだ場合には、試験中は携帯電話等の電源を切り、鞆等にしまっておくものとし、携帯電話等を時計として使用することも禁止する。

（身体障害者等への対応について）

第二十条 身体障害者等への対応については、「介護支援専門員実務研修受講試験に係る身体障害者等に対する受験の特別措置の取り扱いについて」（平成11年4月2日老企発第13号老人保健福祉局企画課長通知）により行うものとする。

（試験問題の持ち帰り）

第二十一条 試験問題は持ち帰ることができる。

第四章 合否の決定等

（答案データの提出）

第二十二条 試験問題作成事務を委託している都道府県の試験責任者は、試験終了後速やかに答案データを登録試験問題作成機関に提出するものとする。

（答案の採点）

第二十三条 試験の採点は、確実な方法により行うこと。

（合格基準及び合否の決定）

第二十四条 試験の合否の決定は、別途都道府県又は登録試験問題作成機関が設定する合格基準に基づき、都道府県知事が決定する。

2 都道府県知事は、試験中に不正行為があった場合及び受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合には、合格を取り消すものとする。

(帳簿への記載)

第二十五条 試験の合否を決定したときは、あらかじめ準備した受験者成績台帳に採点の結果及び合否を記録するものとする。

第五章 合否通知

(合否の発表期日)

第二十六条 合否の発表期日は厚生労働省と各都道府県で調整した日とする。

(合否の通知)

第二十七条 試験受験者に対して合否の通知を行う。

第六章 受験手数料

(受験手数料の収納)

第二十八条 受験申込者が納付する受験手数料の収納方法は、別に都道府県知事及び都道府県知事の指定を受けた者が定めるところにより行う。

第七章 雑則

(秘密の保持)

第二十九条 試験事務を行う役員又は職員若しくはこれらの職にあった者は、試験問題、採点方法を漏らしてはならない。

(帳簿及び書類の保存期間)

第三十条 次の各号に掲げる帳簿及び書類の保存期間は、別に都道府県知事が定める。

- (1) 受験成績台帳
- (2) 受験申込書及び添付書類
- (3) 答案
- (4) その他の帳簿及び書類

(帳簿及び書類の保存方法等)

第三十一条 帳簿及び書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。

2 帳簿及び書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

(試験事務実施の細則)

第三十二条 この試験事務規程に定めるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項は、

都道府県知事及び指定試験実施機関が定める。

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正の概要

1. 受験要件等の見直しの背景とそれに伴う要綱改正の背景

「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を行い、平成25年1月に中間とりまとめを行ったところである。

検討会においては、受験要件も含め、介護支援専門員実務研修受講試験の実施方法を見直すことにより介護支援専門員の専門性の向上を図るべきとされた。

そこで、検討会で提言された内容等を踏まえ、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件及び法定資格保有者に対する試験の解答免除の取扱いを見直すこととした。

2. 受験要件等の見直しにあたっての基本的な考え方

○受験要件

現在、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件は、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、相談援助業務従事者及び介護等の業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者が受験できることとなっている。

介護支援専門員に係る様々な課題が指摘されている中で、今後、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図っていくことが必要であることから、受験要件について、上記の法定資格保有者に限定することを基本に見直すこととした。

なお、介護支援専門員の業務が相談援助業務の性格を有することを考え、相談援助業務の経験がある者については、引き続き受験資格を有する者とする範囲とする。

受験対象者については別紙のとおりとする。

見直し前	見直し後
法定資格	法定資格
相談援助業務	相談援助業務 ※主任相談支援員新設
介護等業務	福祉事務所（ケースワーカー）等 介護等業務

除外

○法定資格取得者に対する試験の解答免除の取扱い

介護支援専門員として利用者を支援していくには、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術が求められることから、保有資格によって認められている解答免除を廃止することとした。

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

2. 生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4. 相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間

5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上

（参考）従来の介護支援専門員（ケアマネジャー）の受験要件

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

法定資格＜実務経験5年＞

○保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間が5年以上

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士。

相談援助業務＜実務経験5年＞

○以下の施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談対応や、助言・指導等の援助を行う業務に従事した期間が5年以上

- ・老人福祉施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人デイサービス事業、障害者自立支援法に基づく共同生活介護
- ・福祉事務所（ケースワーカー）
- ・医療機関における医療社会事業（MSW） など

介護等業務＜実務経験5年又は10年＞

○以下の施設等において、要介護者等の介護・介護者に対する介護に関する指導を行う業務に従事した期間が、

- ①社会福祉主事任用資格者や訪問介護2級研修修了者であれば5年以上、
- ②それ以外であれば10年以上

- ・介護保険施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人居宅介護等事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護 など